叢書

服部文庫
イ17
43
6

一 朝鮮南大門合戦記　天野源右衛門

一 北川次郎兵衛覚書
　若江道明寺矢尾合戦之覚書

一 古士譚話　摘要

一 御紋考　竹尾善筑

[library seal]

朝鮮南大門合戦記

豊臣秀吉公朝鮮御征伐の時一番南海の総大名浮田秀家
毛利輝元脇坂安治加藤清正黒田長政小西行長是を
先として宗徒の大名数十人其勢十三万余騎文禄元年
四月朔日出船にて先陣を遣る同三月秀吉公も京都より肥
前州の人数十万余騎を御供にて肥前国名護屋に着陣なり
高麗へ向ふ人数の大将は浮田秀家毛利輝元を始として先陣
は加藤主計頭清正小西摂津守行長也浮田秀家は其の浮を
浮て渡海して朝鮮に至り先手大にて釜山浦を籠
城を攻落しちらす諸将数人進み浮勢ひとつに秀
家何も浮浮て先陣の事を太閤へ一々言上

啓し其命を捨るや備へさる兵故捨へやを存せん名
いふれとも守りけれは諸将命を違へすして得かし其時福嶋
左衛門大夫を出されけれは某なりとも其の地をとられ高麗の
地を捨るの将命をは大閤よりも諫と朝鮮の地を
守らんとして忍ひてさへおもへ御くらはる三千餘五一
或は其命を捨んとする時は万軍死するたとへありとぞ況や是は
十万余の人数をすてたらん事を思ひとまゝに何のふるまひあらん
名誉にはもれ時加藤主計頭を上抑武勇と有のる其
我備へ取らんとして其命を捨るは海のやらんは上古より
其例ありと朝鮮征伐の時何にとも思ひて其故ん
張を達する其にて将にも備たる事ありて家
身命を捨ることは無益を向ひて進退をとゝめ止まり

軍を統るはたとへは上古より末代までの兆様にあたる
評儀といつても何とも行を一篇すゝむる福島は細にも
侍る無人ありしより身に其備に存ひて
事出来んとてゐる将経営の沙汰にもとと刻
しくも川隆景将軍へ向ふ
此世にまては秀吉公も西國一乃武勇を仰られ
若年ありとも存せぬ有時在進
兵之進退は諸将謂ひも
宗家も進退に在りも家中
国にてかくもちねは命を捨んとする
例て嘉言をいふて其手の膚に此より
途の後おもしろし進て申ては多人数不有

に集りけれは構ひて是を金海の細船へ乗の為に渡しきハ大
軍船へ乗集りけるを見て追ひ懸りて雖然防ぎ戦ふ
き程も無く一刻の間に船へ打入て合戦とて義遂
ハ敵過半も亡ひて戦ふ事も叶ハすして終に負けれハ敵
何も数多損し朝鮮の船へ人数を集めける者や
と命ける中にも大軍集りけれハ今は海
登りも船多く人数を籠て理も無く大勢なりけり
て立寄り大軍を見て防ぐ事もなく引取れハ各
士衆も皆満ちて船へ乗て行長清正相互
あらそひて数万の軍勢とも引けれハ清正は此軍勢を
陸路の後に向ひけるハ朝鮮へ行きて軍積
りをも定めて陸と海とを渡りける

ミく起乞ひて朝鮮王李昖無理に防ぐ事便なく
清正行長両道より追ひ来りて攻め来れハ李昖は義州
へ逃げ行き其上に元良哈と云ふ所に落行を清
正是を追ひて数千の兵は元良哈より朝鮮への道に続き
込みと敵兵前後を塞ぎて一人も不残と
云ふも行長ハ清正に先立ちて朝鮮へ入り
大明より朝鮮へ加勢の為勇兵三千騎を差遣し
と云ふ者に是を渡海させ大明の援兵平
壌の安定館と云ふ所へ陣を張る行長軍勢を率ひ
押寄せて討破る大明是を無念に思ひける年にや
又李如松と云ふ者に二十万騎を相添へて朝鮮加
勢として差遣しける

在りけるの義を守護し陣を設囲む行長労を積て
防とといへども程なく近従もきこえずして郎従多く討れ
其身ハ生捕へ[illegible]て李如松を始め朝鮮と云一面に押
寄て王城に陣とる日本の人数を改んとて日本の諸将
各評議して王城の北門より勢を分て[illegible]李如松大
軍をひいて[illegible]日本の兵を[illegible]健かる大軍を左右より押くる
揃んとて[illegible]会中也先陣の大将ハ加藤主計頭清正也
こゝに[illegible]人おゝくして見えを出し敵の陣を見るに日本の軍
勢多く討れて十万に減るを聞けりや正に秀吉公の思ふ故
として上方勢と例なき大軍と云とも諸将も会十万
小西の先軍ハ入て国を[illegible]ハ錢を[illegible]何しもを[illegible]
島津も大軍を左右より率て[illegible]敵方[illegible]

をも[illegible]ハ七千[illegible]を[illegible]御[illegible]へ[illegible]掛り申されしを[illegible]
生[illegible]こそと数軍を国[illegible]諸将お[illegible]先手に[illegible]
勢と合戦[illegible]也陣[illegible]小[illegible]人[illegible]
左近将監を先手と[illegible]やや[illegible]さに[illegible]
ハ元親の代りに大友と合戦[illegible]勝負[illegible]
なりし義弘元親に先陣を[illegible]九州[illegible]小大友
修理大夫[illegible]三方[illegible]筑前[illegible]
して軍を八ツに分て戦しに大友の軍七[illegible]
左近将文[illegible]三千[illegible]六七千[illegible]人数を切崩
し大友ハ勝利を[illegible]九國中に[illegible]されハ
左近将監ハ其日[illegible]身に[illegible]代[illegible]上[illegible]
事[illegible]の[illegible]三千ハ[illegible]の

人の一方の大将なれは右之将監か我は天下之太閤秀
吉にて御座あらんと存候と申されは諸将共に同し
右之将監か下にはいかなる大事の儀なりとも仕
るへく候とて係名の御評儀の上にて仰すは秀吉の
吉郎方我等か事は申さるれは和議をいたし候へさ
あらんまてと存る但馬守のこと我等は輙く討取る
へきと申す処一戦に仕り右衛門と申すは大将衆申
者共存せよと申されは諸将儀に出る事なり扨は
係一戦を存して事に及はさると申されは右之近辺
りは係敵に向ひては其上派一戦の仕度にて右衛門
御軍を催しては不速に存すと申さは相談一決し
て右衛門申に守て其後右近将監も陣屋に帰る一旦

此手を集めて室戸一命を今度弥八を呼て秀吉の旗本
あれは名字を名のりたるといふ杉原七郎左衛門能登守
て我の時を待つへし明智か頭領の大事に自分一戦を
いたさせ候へは主の働なりとも当家の具足を着んと思ひ
定めたり何もいつれと申されは其後和泉池辺討ち出る向田左衛
門十時但馬守と申す者を討って天晴一類の手柄を立て合
和泉地を賜ひて高禄の地に取立てを賜はんと何かとの取沙汰
なれと何とも定めて伺ひ申すに付て和泉守とられは明智の軍
兵も是にて味方勝利に及へき事なれは明智は治定を着
差遣す由を申されは是に逸る事度も但馬守の人数は
僅かにて当手の敵の大将なるを見て一時に申しつけ
備へて引返さんと存するに細川殿は明智を討取る者也

敵の柾を若狭ハ略ゆへ二敵と相見へけれハ安芸守備を出し一戦
をとけんと思ひけれとも人々ハ未タ了手ニ従ひまて下知をまち給へ
一揆共アて事ヲ手まて一戦を手痛く仕らハたやすく
く敵をハ追崩しかん敵城を屠さハ太平ならんと思ひ討
勝つへしと若又仕損しなんにハ敵備を崩し追付へし其
中備は陣営にて押返し一戦を崩さんと存候ハ此手の敵をは
たやすく返し押へし兎角宗家に屈して仕りとやかたし
宗家の一先たる上は太閤より忝も上方の七本鑓の程を記
候ハれとも和泉守実にもと思ひ三左衛門と
和泉守を呼ひ備にて宗近を先陣にいたさせ候へ無二の人数
をは此手の筆のとく備を頭々に分て敵勢をいかにも
しても隔れあるへきにて備中守三備引て立かけ

ひけれハ宗茂と左近とて先備ハ小野和泉中備ハ十時
備たりける宗茂と宗茂ハ斯の墨要長政宗茂を呼て
明日一戦をとりは文也と左右可申と存候へハ宗茂ハ
所詮敵のたましひハ合戦を仕候ハ仕る覚悟かくへ
明日無二敵を見掛時宜子傳へすれともかくも仕へくと申候
其陣宗茂ハ手ニ候たまりて自然合戦を始めなハ今夜里
ひか急加とて其後ハ宗茂も陣所に備り其夜二更刻より
りに宗茂十時但馬を備中といふ者子足軽二三十人相
添拙者の者子を召出し此敵ハ当方利を得る前の路を任
せて押寄人数を夜陰前に仕寄せ但馬備中流石差遣
ゆるされハやうやと伝とれ此ハ富士所より鉄砲五六
挺放さしハ敵は伏勢ある手続くや富士所より出し来たる

落す敵三万人に依て討んとする所に鉄炮をうちかけて
但馬守備中一騎当千の兵なれは敵三足もためす後陣へ
其後十時伝右衛門を以て宗茂の方へ申遣しけるは
敵勢一万余騎を以て押出し人数を備て東西に開て
敵勢大軍にて強きといへとも兵を出して敵の先
陣を追崩すへしと申す所に返り合出れは其後宗茂人数を押
引分を三手となり出すへしと申す所に巳の下刻出合敵間近き
かくなり先勢陣を留るを見て宗茂中備の十時伝右衛門
先備り口に人数かけ此和泉守名を申備にまかせ
先を争ひ進みかゝり和泉守殿を立候
其後は軍法を修めて其の覚悟にて和泉守と談
しられけるや其身は人数を引分て備を定めて

流し宗茂名を揚て中にも法印も照覧あれ此度宗茂
は敵は目に余る程の大軍なれは如何にも名誉を励れ
ねはならぬ人数備を立られ此度は勝負を極め
んと存れ宗茂先備大手筋へさしむけ其後兵を仕
置ひ敵の備前に向て合戦をはしめられ一定
味方の利運となるへし宗茂の勢は少くとも
かゝる八幡大菩薩和泉守軍功を立んとあれとも申されし
和泉守も名誉涙を流し備をしめ傍に伺ふて先を争ひ
あらん所に敵の後より押寄 備前宰相 合戦始まりけれは返し
毛利輝元小早川隆景をはしめ名人数を押出す者
り宗茂は備を三手に分て我身は前に川を当て後口に山を
作りて備へたり先手を備ると二十町あまりや敵勢二三千

弓矢に備へて志つたかゝる敵近くよせ来る三十騎まて近
よるとも尺寸の地をも守り備ふる敵多くれハ馬を入へき様
なく陣を引返すへしと言事十騎備たる内田忠兵衛右先手にて
馬を返すと組合を取て先手に於て敵を投突くして
働事を取返すも三騎切ふせ其家も下知して返し来
此勝てある又七八十騎切死せよハ敵路とつと崩れ引返
く所を左の方より敵二三千関の備へて懸かる何も此敵を
なく馬を乗とりしも右の方より敵二三千出
来りて押よする味方も是を見て大きに驚て備を立る處
初め崩る敵の後より又もや手強に懸り来りけるに三
方の敵をうけ防きて叶ふへき備にあらねハ一騎も残らす
集敵の手へ以て向ひ返し一方手向ひて残り三方の敵ハ味方

方を小勢とみて先を争ふて時節を見合せす切懸り中備えて
引れけれハ敵ハ初のまゝを三備ともに乱れて追来り又時中備へ命ゆ
て残り此敵をも押へんとするとて一所に備えて待居たる
所に敵大勢を打つけ馬煙を立鯨波(ワメイ)て来る味方ハ弱りたる
敵とも手に一文字にかけ合を取て鉄炮を左右より放し敵も一手
成て防ともならす攻寄けり一文字に打ちて返し一文字に切懸中
備まて引けり此時當彦之打向て手と戦て討死しけり又も手
負死人多く候人也小幡和泉入道入て鉄炮にて敵ハ大軍といへ共
小勢なりしたる敵私左右より崩れて陣に乱れたり其所を宗我
二千余騎一備に延寸三町ばかり隔たる間をとつて押たれ
後方より横合に来てとかく敵陣一備に崩れて引返し
宗茂ハ八百余騎を堅固に備て勝る勢にて追討にとる

敵を討事二千餘人此時治道於もつて究竟の兵を揃
の其外十餘人戦死其外手負死人二百余人に及べり此戦御方の
刻は雅を先手として宗茂も数人馬の息を休めて打寄
る時宗茂事は何も備前に篠原を待さしむる事をやめて
よつては何も功者の前に申すなりとて宗茂兵を以て是へ
押寄来るを時に和議には九段にて先手をやりて宗茂は
九段三ヶ所にて少しも続かず味方を申すにて味方をまく
られ候て取手候て此時宗茂の黒田甲斐守
を承りかゝる処に黒田甲斐守長政大谷刑部少輔吉隆
其外まで是に加へ人数一手を以て所々に於て打かゝる故
何も敵に向ひ合戦を交へ候ところ石田が勢も続きて
強くなりて其外勝利を得る事なく候て敵は先手を
計と急ぐ大将押寄んとすれば小勢といへども手負死人多く終
疲れけるに一戦の功績をあらはしけり勝てども味方は遠矣に
勝負を決すると共に合戦に於て打てを勝ちてよもや是
有る所なりも八幡大菩薩たまはりて天下の乱れも覚ゆる
御大門の家臣の相手になりても宗茂が率ひし備
もかくは和勢にて人数を揃へ進みて二三十騎まで
来るところ此合戦にて一戦をかけて引取けるを
ども此一国を領する長政が宗茂は方々へつかんとして
てそれより彼の勝利を得るにより勢を以て一戦を仕て
下知を聞んと兵を定めし其外今の備感ずると
也それ時吉凶すると余りあるといふとも諸将も
諸将人をみても程をかけては見すと云ふ事にも宗

猶更人数餘りこそおほひる程なく敵を追行つれはつゝきて一人と
引まとめ宗茂勢を加へて引けるに名ハ疾く告けれ
見へしと手分れハ長政ニ従ひ及ひて人数を屋ニ集まる
つもしと云其時長政ハ小早川宗茂ニ宗茂
大勢に敵対しかたしと見へさせけれハを末代長政か恥辱
となるへき事也とて引かさるとも宗茂ハ其陣へ引たるとて森
小早川あれと頼みて其時まては我等勢集まりて会戦を始むるへし
それとて東ハ陣所ありて西ハ郡山まりて軍勢其年
の到来ニ押出すて先とし押来りて無勢の先陣ハ立
花宗茂二陣ハ小早川隆景三陣ハ浮田秀家其外陣
備ヘ敵の様子を見られ其由を見て又々くれハ
先三千万餘ニあんかと見へけり宗茂の陣場乃前二里斗

隔て山のうしろに小高き所あり敵勢其数を押挑ける時ハ日暮己
そうしてはやく大山の蔭にかくれて居しか二陣ハ秀家其勢
三千余敵近付けハ宗茂先にして一戦を始めんと也
てありしか敵の大勢なるを見てけるに先を争ふへきにあ
らすと見へしか此上ハ打ちて出時毛利殿の先を統
より宗茂ハ軍使をもつて申さるハ秀家殿の勢押出さるハ宗茂
先をとらんとのあるへし宗茂ハ此節もはやく一戦を始
められさきハ其勢へ先をとられ玉ハく此上秀家殿と一策雖
をとらせられん是非とも先を仕るへき由あれハと申されれ
ハ宗茂手勢を以て今日の会戦ハ義ありて当手に先をとらへ
られ誰あり先をとらんとて日ましよりも今の時宗茂の
手勢を以て先をとらせ給ふ戦の功をあらハし後の身もあ

速に勝利をえんと須先をしたひて若しかくれとて先をあらそ
ふへき由返答なりけれハ隆景は先手粟谷四郎兵衛手
勢一万井上五郎兵衛手勢三千余宗茂の備は銀を押
留り足場を設備を立て五千に備て敵の人数は多少と備
えられ替ひ陣のかたちをなしやかてあとにゆと指そと構へ太鼓
をならし大筒を打立馬煙を立て押寄しに毛利家の
先手一支もたへす敗軍しける明宗茂は十時傳右衛門小野
和泉なとの備には似も似ぬまて其時小野和泉か宗茂
ニ申ケ時分能からと申ところ宗茂危亀は返事もなく将机に
打ら敵を見てのちはかりて攻て来時分に能ものやと申時
宗茂こゝを脱て何となく働きとて立まも上りて入しかるを聞
八今なるへしもやと申時宗茂敵の方を本堂として毛利家は

未た足備ものすんままれハ此節とて宇喜多秀家は跣
立ても一手を以て路をとんきると申けれハ和泉申は
何ゆゑと盛しく思ひ候ふ所にて此節臨きのちて立
上り此家ハ今後の備をとく三千程の勢を一手に備へ先
を望こそ一番かけをしるべしゆゑ矢を放ちかとかくまて
為して足並を揃てもとより敵ハ諸き取ひかゝりて毛利家
後先き曰掛る所を備も乱さして立つた押てかゝる宗
茂か勢は左側をとりて敵勢の方を待のをよくとつて
三千程の勢接連て割て入てもありて敵の切入るは敵一方
斗立て乗てもろく破れを宗茂ともにとをまもりて追討す
此先陣より続く勢をも敵勢同士崩に崩立て一文字
敵跡に追んとするを入れて切崩しける六ヶ度也し先手に

大きに改め國書を偽りて常に從はざるの志ありと
訴へられしを大君評議ありて家臣を召し其事を
糾たまひしに敵兵水に溺れし如く罪を蒙らんとせしが十方
とりあつかひを以て押領する敵の地を三年か方様にあ
らんとせしかとも二三月後に其身を滅しけり其後ハ
宗成と云る敵にあらされハ其身の合戦もせす紀伊に
朝鮮軍勢ハ其后ハ後にて沙汰ありしかと訴訟も申
先祖伝来の事とも其時ハ宗家の手にて沙汰あり
して訴訟のなる事なかりしに世間の沙汰にも大に遠
ざりしに寺沢志摩守に重ねて家の事を委細に
立去らす軍の法度を書記して後世にも此沙汰ハなけれ
八幡大菩薩の擁護ありしものなり

世書原本ハ柳川家の臣井本某大之丞か書なり此書
の作者ハ天野原といふ者ハ此田原宗和と云ふ明智光
秀の士なり光秀逆心ありて本能寺を襲ひける時に
登りて信長公を弑せらるゝハ此天野原なりと云ふ一説
に後九州に赴きて天野原なりと改名して立花家の
客となり文禄年中宗義成に屬して朝鮮に渡海し
戦功ありて帰朝の後寺沢志摩守に仕へて八千石
を領して世書ハ則志摩守か為に著す寺沢家
断絶の後世書も亦傳りて柳川調興か家に
存す然れとも柳川も亦いく程なく大野武
左衛門か國恩帳と偽りて此る世書を著すと云ふ門人

柳川侯の臣何某に頼み廣本を探索せしめ漸ニ
して一本を求め得たり、則校して白璧を獲たるかの
ごとく、速に小言を書記して後学のためにもせむと剣客
校合するに猶あやまりも見ゆるハ誤写と覚ゆる処あれ
とも、可否を辨すべき原本を得ざれバ、世書は東国に傳
はるといへども、今に至りて余り戦記を併存する事なれ
ばとてやみぬ

文化壬申之秋

清水正徳識

武徳編年集成ニ曰、元和元乙卯年五月七日大坂の戦ニ
本多出雲守の陣ニ在し山川帯刀賢信・北川次郎兵衛宣勝ハ
雄徳山瀧本坊ニ隠れ居けるに、秋田城介実季の家臣島田某
討手として来る由を聞て、瀧本坊を遁れ去て、各々を廣
而して隠る事十七日、山川帯刀ハ去徳寺、北川次郎兵衛ハ谷
田陰に至りて死に代りして、彼瀧本坊を免許あらんと
を請ふ、則瀧本坊武功の者故、其死の上を西鉄ハ山川
北川を雄ぶに許しけるとかや、御所の寛
仰せ有て遁れ去るをあらんや、爾ハ其の上ハ止むべしとて御免
並に出したるに、西鉄もら出来たるか、世もとに七月十日
台徳公伏見より御首途ありて大坂へ来し時、山川帯刀と
北川次郎兵衛ハ召出され、本国を同國に付して論させ給ふ

北川覚書

若江道明寺矢尾合戦之覚書

元和元年五月 御所様二条ヨリ大坂表御出馬候 秀頼公
御籠城故将軍様之儀ハ天王寺表ニ柵を被付候
て敵を御待受合戦ニ付而大和路後藤又兵衛ニ向ひ候
所々申渡候又其後ハ柵を被付候ハ敵方に打寄
へくて廿万余之将軍様御書院ニ成銃中大軍陣東武
若しく候又 家康公之老功の若大将へ向ひ相廻を被
掛合戦之時之味方の内茂これ有候得者大和路より
家康公陣山々の間切要ニて請取候先手の矢陣
を御山崩し候て山中ハ大軍手扱ひ相由申て已時ニ山崩
一番に在之候後陣ハ高郎山へ引れ候て夫より五月

十日ニハ大坂表ニ而陣中ニハ武勝の手立ニ而所々と存し天
王寺表へ大軍を以テ討出すへきと存し候中ニハ生田
左衛門佐木村長門守何れも物頭同後藤又兵衛ニ而有
村ニ入言上ニ而後藤又兵衛も道理ニ而あると申候て到道
明寺口の先手後藤又兵衛ヲ始手寄ハ切所の内へ入大
坂より打立二手ニ陣ハ五月六日の朝後藤又兵衛先
田左衛門佐薄田隼人正明石の手勢ニ而陣を取詰候ハ
明石の掛中ニ國分の山を越三人の組ニ一万ツゝ三手ニ一
手は山口小路と立　御所様将軍様御旗本へ向ひ
実ハ今日富士山ニ陣取候処へ進候乍家康公
御一所ニ而押寄申し家康の手を取て紀州三の首と
家康公の宝たる掛ケ見へ二ツ二ツ宛と刀と鎧の柄
引つく皆ハ命を限りニ打出候を見タル大坂ニ而後藤の息を
聞し明石掃部道明寺ニ而出合一番ニ候と申候て
名週を乞し後藤ハ後藤又兵衛ハ内ニ而あれ内ニ而討死
と存候ニて御旗本を開き危き討死と人掛ケ有所也
其の刻ニ手勢を打立松野数千騎ニ而速ニ引退ニ而人数
を押留山刻勝井寺ニ籠りて後藤の先陣を待之候
陣の前へ進て待申候て後ニ藤井寺を打立誉田
八幡ニ通り道明寺へ押寄候時ニ手勢を討取又兵衛陣
せきかけ木村中ニ山中ニ又兵衛と存候ニ付ハ日暮とも陣
馬をすて其の手を取候て関東勢を三千余ニ而取り集り
山陰より道明寺の方へあつれ出見へ其又兵衛討死
ニ而甲をかぶりて召出て体面中川佐渡守を呼後藤明石

掃部方へ申来るハ敵三千余にて山際ニ見へ候ニ付て遅候
かすして人数を出されつゝ御中也と又兵衛ハ道明寺表へ取
出し無程着陣候て又兵衛と片山の出口に陣取る
敵備を指図いたし候て指つかひ又様子を見せ可申と申付られ
事を知らせし右片手の小山より上り勢をみせつゝ馬を早め
横田道より上り家来の先手に備へ鉄炮を打立られ
左の方の手中より馬を返し所々より片山の上へ上り候は
下関東勢が手に先陣は奥田三左衛門二陣は松倉豊
後守三陣は堀丹後守押続き其外伊達政宗松
平下総守をしめ谷口より寄せ候へつゝ浅野長晟一手等
小人数にて二三千万方より寄ると見へ候所に又
又兵衛が要害へ攻かゝり又伊達片山大助をも打取る敵下知は

向の山を此方へ取んとて伊達政宗勢を押出し
にて見候へハ後藤家の兵を山田外記打立のぼり来
山の上へ上らんとす又兵衛打出ぼりハ此方山道を付
候上ハ又兵衛も甲の緒をしめ打出す
山へ押寄此度ハ山田外記伊達勢の山の麓の者とハ
右家来の備を押寄て東手の押寄敵を押へ
[illegible]又兵衛南方へ打出し押寄又寄手の備
大和組の先手奥田三千石の者を
の此方の先手と[illegible]
ハ大和組[illegible]
家来井上本加助[illegible]
速山際と[illegible]押出し東山へ[illegible]

両人ハ山道にて待受られ鎗と鑓杖持て我　アイトウ〳〵と
声を出し防けるか山上の備後守人数にひとしと打立
鎗追落し山尾備前守ハ赤座三右衛門鎗を合せ
うちかさね鎗をしるしとて勇気山田外記を
見届打とて討取足軽に鉄炮とハ打をとせし申付
皆いるに又鎗く足軽とは仍て山田外記鉄炮指図也
其両人数の者足にめくる裁るを申付鉄炮を二方に込
入事黒田ハ其中にも是を打おこし打て截合付文
余勢組て是驃大将佐治は其人にもあらむ也といひて
先へ是の黒田取りけりと鎗て赤坂与右衛門岸兵助
切出すに黒田取けりけハ幸市八兵衛河瀬三太夫清十郎全方
平五兵衛黒川出身兵衛山田弥兵衛も取りて是をハひ出して相伝

片山助兵衛赤地の錦襴の羽織に金の鍬形の鑓付て
鎗を提参る処を山田外記鉄炮を捨て鎗の
早打をして十文字の手鑓を提取り右方より足並をひき
くる處を黒田取て鑓を取て可討取と待受けたり申付さ
田中兵部より重兵衛其を持て山田外記と突合けるか
小河傳右衛門の嫡子伊兵衛は河原に待兵衛にて吉田九郎兵衛は
後に鎗を戦ひ事三方より右衛門とか
うち取て其儀を取に又左衛門足軽大将佐治兵庫を後へ
乳鑓にて討死に黒田方河原伝右衛門組鑓にて
おしなへしハ黒田勢はいつしか後退を謂へる衆兵衛
山脇与平衛追打山田外記子息八左衛門片山兵助全
万左衛門黒川出陣に与平衛佐治伝平にて黒田

三郎兵衛討死仕候　此組頭上坂道仁爲家来加勢井上市兵衛神
子田中又兵衛も三人と挑を争ふ入討死仕候其手の二階松居
左衛門ハ奥田の討死を疑ふ見て山縣を喚て帰り押川
又兵衛内年尾名宛ての誰の備三年施して挑兵衛を当て
三ら山の法く古道ヲ向ひ此方を追て益を胴斬と又兵衛
能登とめ首をも取仰せ御出て胴坊して出て山川帯刀北川
治郎兵衛三千人をさそうて備へ向ふ松倉与九郎か挑み掛候
又兵衛先手も乱る馬上に数千騎の旗本の持ち掛て高母
衣の紙ふる御下知を掛候ハ爰て討死の覚悟仕る後藤討死て
山田外記の備も国に分けて持の兵衛松平忠明ヲ人数と山の
縁をあやつりて越州ハ後陣の家人数を一手の兵を大将と
中へ撓の持備兵て古流衛兵衛一乗の遠あり数を経山

より人王十万程立ち候ひ奥州坊死仕り右候手に本文討死
仕候其手の堀田勘兵衛を取り右衛門大將武者出人
討とハ又兵衛も指揮して御手を討捨れ今ハ虎塚座
して備を立て旗本の先人々兵衛たくひなき働と白浪
をとみそてく絶をかけ廻して数の如く守りを待つと金方守岩
多くの肩にかけて追つ手を取り得す大男にて与九郎指
物ニ一つ掛て我とみんと持ち取り付けひ雑兵之中の又兵衛の甲
を流す旗を敵其手に切りかけて首を取り候ひとり兵衛も馬刀を
持つ又兵衛か首とり下も討ちの分一つ掛を取て近所の又兵衛
路上六兵衛ハ敵方に向ひ左様にて其の中を云ひも兵衛
守を與又松倉豊後守ハ後藤か鉄炮頭牛尾久兵衛を
二番手として上の方へ之文字に掛り座せ松倉か手に

孫六と申牢人にて候者ニ而一番鑓を仕候よりて松倉豊後と
掛り申候是ハ御旗本衆と申候先之又衆組津田兵部
吉村源兵衛藤堂衆是ハ兵八衆信濃守衆押出し
ゆるゝ故是ハ先手衆崩申候由ニ而後へ引取申候上筆
手負にて又之衆も少々と仕候ゆへ是非なく崩申候ニ付引取申候
出候之牢是ハ田の中へ寄候牢是ハ寄候処へ押かゝり申候近寄
大坂衆三百程と申候て先合甲州衆是ハ先手ニ御鑓衆
すゝみ討死仕候て其手衆之内堀丹後守組の鉄砲の甲斐て
懸合の者共申候ゆへ総の手先立而三浦組之者と候
丹後守与力野々村四郎右衛門討死河内衆も一所に打連
先手の者ゆて敵の後より廻り申候処毎度と存候所に先手天坂勢
前より出弥一郎兵衛を討取りと申候由ニ而先ニ掛り候て先合流事

手前に而坂井右京も付候由申候 是ハ松平下総守も一同ニ御座候
無は後衆備仕候とて参り申候所ニ而見候へ参候者ハ先山
御一の日村助兵衛所大和衆本多美濃守御鑓衆に而引取
先手と申候御か申候所大坂方相候申事ニ而御遣候本多へ
使者内藤田之衆信濃衆も造出本多新衆信濃衆も
永井右近元高田信濃守候て二三百程うしろへ先手を存候
に而所衆ハ大坂方中也十三衆又は近寄衆とも本多衆衆
まて見申候人まて後の場場を地にて突立申候見物所に付
御代衆ハ永井直勝組と候て其勢にも討取申候衆兵衛
兵衛衆ニ寄せ申候後河内山田にて討取之高田衆是非寄
後中にて立御付在の右京衆の上又衆ハ付の田中へ
仕候て申候人見衆ハ堀と申候様なり寄申候と申候衆中へ衆申候

坂本迄討取けれハ又三郎組甘粕山本佐々木ハ手負人数多失出
一騎駈のバどいれ指揮して山陰をさして井上か引取けるに手負
ともを大勢三騎にて佐々木又三郎とも引取けるに又三郎の付
役を以て東人数三る段を流し見繕ひ何れも偽て又三郎か手合
戦の義とて大将に紀合付たれハ井上か取る事多く蒼海鐵砲を
老臣指揮して左ともかく人数を引て首ともを取けれハ井上を始
又三郎討取る所に侍して山の上にて陣取て又三郎人数山崩の因組
の宮本傳右衛門ハ田鍋平八實子れ討取けれハ方々みな三郎組の
物頭に告次第をかくれハ武士又三郎ハ今ある事山崩して
討取けれハ洞を流り退散して候ひ行ハ一所に拾指揮してかくある
旗本勢にて一又三郎手勢の内の義申に兼にて見知れ人ハ
い佐々木等も挽灯の指揮して二三騎にて来り此度とも申

七年にハ又三郎組物頭にて討取ともの帰り申けれハ日々
大将と流れ今戦に討取けれハ又三郎人数一度に引取れ候
軍勢にて此方一騎ともハ手柄を見る得共けれ合戦のうへ
御所様にて中村左衛門か申せし伊作の内太田左衛門
出けれ力太刀打取引てハ全方名を取りて松原甚兵衛
三郎か此家臣と合戦して合戦にて比類なく前代珍しく
次二十余騎にて討取ける其又三郎も兵の名を此比類又三郎か首
其の後と討取ける六十三騎天正年と申き左衛門井上討
今度の後に討取れ数々の一段勇ましき人数引上げ来き崩れ
其後に甚だ大手勢にて討取て手柄を立て申けれ其後と共に
侍又情に武士とも其後に末代の家の物とも御感ありて候
此度三十余騎とも討取の将にて申されし浮世と誉しと申せ

おおせきたる處に鬼角付たる旗指物をさしたるあり
真田を始として続く真田兼てよりあれは本陣を知たれは
此伊豆守は大坂方なれは定て真田に討れ給はんと心得たりけれは
はなつのきんもよくしらす只時のかけに行方を見失ひ
真田ありて十文字の鑓を持馬場を討て
見つけて金の幣を持てかゝりけるを見て真田のさむらひ
是を見て伊豆守陣を破り又大坂方の旗本へ乱入てひたと二の見
続きて伊達を見て大将討れ真田に押されて福島伊予
守は真田を討とて先陣に大将の手勢をかけけるに一方へ
指をさしひく勢の備崩をひく真田を討んとかけけれ共真田は
本陣と一所に打て出て蒼田の方へ切通を押立越前の
おせきのものも又其外の者ともにも又方々を廻して敵をうち真田

八幡宮を討取所に渡辺ゑ知被切と真田か相模ゑ知は
めかしの備まで見て相懸の旗本へ旗を立て一番に鉄
炮を打させと兵庫伊達を宗内府に小十郎右筆西尾左衛門
か相も引く之と名乗て討取を立二度にまて又鎌に
真田か陣にて共又討に出て走る者と鉄を見れは近よる兵衆の陣
を天王寺の山へ退けるを待兼小十郎居をしる人々の持
敵をうち取のち真田を討すと越前か兵衆の陣にも真田の人数を
さしてめつ立てて伏見の方へ追ちるも又渡辺の
されとも一万七千の所にて追返しける事を待居て真田か鉄ひ
打出す所に兵衆の陣へ越前のつよき追来る真田か陣を捨て
旗指物を捨てて真田をはなれて東軍を流してとらへしは真田か向
一人もなく真田はうちのこされて後のよろこひ入れぬ事を討る坊

をえらみと呼まわり松平が備へ討てかゝる五百騎又追かけゝれハ参
因州勢入みたれ真田も出合て是ぞ大将と心得て皆々町へ追
此中の者共は念仏申て手柄仕らんと押して高名せん
内藤甚十郎大力の者にて真田ハ討死と名のりて人数
をかけ合戦し上方勢の中にて赤子の手をひねるごとく
大助十六歳にて細川高名ありし時の組にて高名
を遂けてつれ無くも勝負を決し人参の真田八十騎を
をうち崩し其以来ハ皆東の方へ追付き
不残の列を横に崩れ其の所へ御味方の勢の者追
ひき出て真田と名乗て大将の首を取る時又二十騎討
人も討死の者多く討死して…
屋の備へも一同にかゝり一騎も残らず討死と…

一手生捕りて手柄を立たるもあり秀頼公の御座所にて
御馬印を立て惣軍にて大坂勢の御備
大軍にて我先にと進み申けれハ耳目を驚かしけり
人出て討死仕るも無き者哉と存じ大坂之
けれハ秀頼公の御前にて一戦を遂て上意も御尤と申
一秀頼公は浅井長政の娘の腹に生まれ給ひ
殊に若江八尾口にて夜討の事…
浅井の家にて…上方勢の者共も…
これより大将の大軍をもつて御味方の若衆
あやうく無勢にて鉄砲大将を呼び…
者共にて備へ…人数を引
かくて真田ハ赤備を…手掛り一戦

さんと申けるとしめ馬引替へ萬とかけて給ひけれは兼光手ハ
清遊ばせ候ハ扣居て見廻し人ハ大坂勢人数あまり雲
霞の如く其時伊達政宗の副大将名越敵味方の人数続いて給ふ
平大坂人数を合せて東方ハ雲霞に満て下山にて其時
一揆嶋織部是より返し合せて人数ハ先を
同時に給ふ其時本多出雲守ハ林の者共織部
強き者と言ひて其場にて伊達政宗の者共
其時嶋織部ハ返し合せて伊達政宗一戦の後
其時越後中将忠輝是より先陣を
よき武者共にて甲を取て平家大将の本陣へ
言はんとして本多出雲守自身長刀
そして組討に是非に入るを討て本多の首

井上 松平大隅 山田隼人 松平筑後とあまたの者共ハ敵陣へ向
かふ大坂ハ大将の命を受て宗と討べし
其時平家の家別よハ是今日是の敵ハ討取べし
先陣の者共ハ平家の人数の首を取て討死の
世に名をとる鑓ハ将と言て討取の其へ入
押し寄せ是非に討取と大将先陣を
手討にして後先の人数を討取り討死
するを宗とせり惜しき世の中とて生涯を
浮世とぞ思ひ出の先陣の者共ハさて討
何とて討入りて其の後にて大坂
其後自身の者共ハ討取の人数ハ名
山陰の武士共平家の人数ハ先討死を惜む人ハなし

もやく掛り候事ニ而上意の旨[illegible]て其日ハ兵を残させ候
候の所天蔵ニて二万余の人数を以て[illegible]中ニ陣取居
申候仲ニ清水を以て湯谷ニ[illegible]合戦
よし[illegible]西新[illegible]ハ大和組[illegible]山[illegible]
先[illegible]を[illegible]陣[illegible]風と[illegible]
陣々[illegible]中[illegible]のおの手[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]人男ハ大[illegible]と頼[illegible]之[illegible]
[illegible]鉄炮大将[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]

部の兵敵ハ引[illegible]て乃[illegible]討取申と勇み人々も相合
戦ニ[illegible]先ニ田の本[illegible]乃所寺合戦ハ
是ニて済申候

若江 矢尾合戦之覚

一 去程ニ陣ニ木村長門守山口左馬助内藤新十郎若江を
東の方ニ陣取候へ者 御所様井伊掃部頭[illegible]
手勢を越候而山涯を[illegible]不知[illegible]
[illegible]敵の[illegible]
[illegible]人数大坂之[illegible]
[illegible]人数ハ今福[illegible]
[illegible]川[illegible]

大将ハ小松播磨守出張備へを立申候尤新十郎籠
山口伊豆守も是へ発向候其外足場よろしく人数ハ
先へハ出張申候と申ニ付関東の大軍東山の麓を
明寺より平地より向へ出申候て人数押寄候
是又大坂方も後藤又兵衛先手ニ罷在候一式組
付様ニ後藤又兵衛山川帯刀北川治兵衛其外明石掃
部井上小左衛門山本左兵衛長宗我部中書何れも
南の目中文字人の後へ押付候て備申候あい互ニ陣所
ニハ鉄炮ニ而を見合備候て待申候通りの南部取掛
を寄り押寄候討死候て突崩候の二三町
より押候に金蔵と若江楯毛の馬ニ乗り候落合候人
して道乍寄候上ニて備を立申候　須賀を始の衆

吉田岩崎若江堤迄押出し人数を出し居候所ニ
足場悪候ニ付若江村の東木村長門守陣取を
めし候ニ付若江堤迄押寄を備へ候所ニ長門守組
之若江迄押込候て桜の明寺前ニて一戦有之候此時
敵方も備へ候所ニ後藤又兵衛手ニ而被申候
其時得其手勢組合申候此度の若江迄打出し候
所ニ後藤の手も通り候又長門守ハ平原ニ而若江を
守候人数ニ先手へ押付候て一二町程引退候若江を
まして押通り候火の勢を敵方へ見せ候ニ
若江の広き所ニ而後藤又兵衛鉄炮手人数を揃
依ち申候小勢ニ申候戦ハ木村の勢を討取候由
を其後鉄炮を見せ候て名のり候て後ニ付

右此人数ハ手塚ガ拵町一つと目當ニ押へ而一手をハ陣く[illegible]
第日中浦内ニや七ちの陣備ニ及急ぎ立大和路を淀川町
又も邪向ひ所ニ而京の山際と見へ候へハ國分より牧八幡
船寄敵方未ニ先達ニ而數十里程ニ而町押も一萬ニ余を
陣ニ而義ニ而十分ニ敵をもとく一陣の此ニて見へ候下ニ付
のあり也手早き手を見へ候ハ右も大坂勢も陣くと云を
右二三町押出し候ハ毎も此處より押も先程の中より出あり手
堀院町を渡し陣備の先首の押物と目當ニ出へ候人數
押出用ニ而[illegible]寺口ニ而寄せ陣地の事を見へしかして
今のとりむ[illegible]北ニひとき旦今合戦あり[illegible]と見へ候て土居[illegible]
上京濱をもいて[illegible]東の山際ニハ[illegible]東流あり色々の
掟手陣の事[illegible]數[illegible]集の

出陣の敵山との事より先達し陣備のかを掟押手りよう
ろいそく東より道所手をも[illegible]押道より手出る[illegible]
あれいまでを敵の[illegible]早押[illegible]若[illegible]南手[illegible]
押くそと掟若将[illegible]中手[illegible]先居へ[illegible]陣[illegible]
合そられ若江へ押居ニ道二[illegible]とも京と出[illegible]押上[illegible]
要院とハ陣[illegible]押出[illegible]ニて見[illegible]御所[illegible]
其の[illegible]人數[illegible]山[illegible]備[illegible]
御手[illegible]の[illegible]と見へ[illegible]
[illegible]合[illegible]ね[illegible]
[illegible]白[illegible]
[illegible]大坂[illegible]を推て又[illegible]人數[illegible]
[illegible]又[illegible]虎ハ手

塚をうち立道明寺へ押行かんと道明寺ハ大坂より五里斗
取出しける所に後藤木村其外の人数多尾張の方を小
勢にて一里余隔て所々の兵を伊達手備して
和泉守殿先陣後藤殿参りけるに中にハ尾張公(道明寺之)宗寺ハ地形悪く
後陣木村打まはり敵の手前の方ゟ立たる上ハかかり
押く廻し和泉守殿先陣後藤寺之の様子ミん仰(?)に
勢へ兼ハあの大坂山とハ廿丁斗のかれ向ふ寄
取候ハんと仰出さるる金銀(?)三人後藤(?)を手押の旗
識まて出し蒙(?)攻る隊(?)を出つかまつり越て取を残し
其道明寺とハ後藤又兵衛出しを遣て次第に人数すへ
又平次(?)若の御先陣攻寄る伊達政宗なんど押出し
此寺(?)名ありて十里を越へ寺の人数を押押寄て道

より侍大将和泉守殿方へ寄ける所にハ大山を先陣見届く
り様子を考へ先尾張より名を申と寄るも木村其外の人数
一万余人の兵馬を引得て手勢引出し是を取る
衆ハ後藤に先の侍中にハ道明寺表ハ鉄砲の音
も静り鳴くも味方の兵も次第に変わりかかりて十人ばかり
ありと申出けるに敵ハことごとく後陣の侍いまだ多き又後
かるやはれはれと寄せ之の敵を道明寺へは又引の兵を
道明寺衆迄人々人数を押留と三百人和泉守殿旗本
様御備と行て人数を留とせ申す打納衆の衆引て
仁せん木村中ハ通にて人え和泉守殿とかの者と見かとあり一騎
衆中ハ後藤も其手掛り衆の敵より人え後より武者押し指
先き万の事のみ是を寄きていると申さは和泉守殿申候と伺中

まゝ仁ちらを呼返しをと有けれとも動きも来す押通り 卅人ハ
足早すくらも有る者の様は[illegible]中に此様作を四郎
の兵を[illegible]にて[illegible]一手に向ひとまして[illegible]
向ひ小三郎のアゼへ向ひ[illegible]数ハ[illegible]の様体を[illegible]
向て[illegible]南三郎の様を[illegible]中山[illegible]一手に[illegible]
[illegible]とて[illegible]動きも[illegible]説く口の[illegible]にて[illegible]
とハ四五丁ほとて来る人と[illegible]村暖を道を[illegible]
南三郎のアゼハ[illegible]仁ちらの日[illegible]追
様紙向に[illegible]て様も[illegible] 卅人数をハ[illegible]て
一丁かしく[illegible]小三郎[illegible]新七人数[illegible]二三騎[illegible]
ともの[illegible]にて[illegible]掛り[illegible] 卅兵[illegible]備を
[illegible]向[illegible]動きも来ハ[illegible]村へ向て掛りしに[illegible]

[illegible]宮内様頭ハ矢尾の街道を西の方に地を[illegible]
[illegible]人数[illegible]一手[illegible]
[illegible]本村[illegible]紀の[illegible]
押行[illegible]北山道を[illegible]と押通人数千[illegible]
[illegible]二三[illegible]南へ押行しの
[illegible]
[illegible]人数[illegible]地[illegible]
[illegible]上押[illegible]備[illegible]
ハ[illegible]矢尾[illegible]人数一[illegible]押[illegible]
江へ行[illegible]北西の人数[illegible]矢尾の[illegible]
[illegible]人数[illegible]
[illegible]三[illegible]の[illegible]

長宗我部親泰ハ殿として 弥兵衛も先陣にすゝみ 手の者共 三騎にて立留り
し處に 吉田内匠 来島 路を塞ぎ 防ぎける故 [illegible]
有りけれ共 討死 一手に 敵の中へ 切て入り 内匠頭ハ 終に
の人数 懸り合ひ 一手切て 出で我らハ 難なく退き 敵の 旗印
本陣に 仁木の 兵共 大勢 防ぎ ける 故に 仁木
ハ 敵の 旗を 見て 退きけれバ 先ツ 長宗我部 二千三千の大将にて
かゝる 只今 此 ほど 討死の 場を 通り 申され
あまた 其の 手を 討て 家人ハ 敵の 旗印 人数
をさしむけ 申さるゝ 所に 長宗我部 進んで 又 先ッよ
長宗我部 家臣共 も 見 持ち 鑓をつき 敵の 方へ 取り 乱 花を
うけ 兄弟を 討死と 申し 其の 手柄 二三度 其の 地 捕 首を 立 返し
鑓を 持て 武 鑓をし 長宗我部 ハ 一方 向て 三度 ヨリ 先 立て 鹿

その 手勢 ハ 敵 ハ 敵を とりかこみ 討て 又 立
くと 右手 ハ 内の 兵 共に とりかゝり 馬を 傾け
鑓を 持て 押し 待 うけ 見て 仁木の 兵共 落 鑓
なる人数 を 一手 にて 仁木の 勢 引 共 入 乱
馬を 乗 放し 手 鑓 追 崩し へ 引返し 長宗 鑓 槍
仁木の 兵 ハ 家 也 一騎 乗込 鑓を 合せ 三度 まで 戦
待うけ 使いを 出し 実 ハ 兵 共 乱 かゝる
鑓 八幡大井 一番鑓 ハ 長宗我部 兵共 也 [illegible] 年 寄を
名 聞 ハ 仁木の 手 こそ 一の 鑓の 如く 真先 仁木の 鑓
槍田 何 一番鑓 を たてん ハ 仁木の 手 の 先 ハ 敵 を
討し 突 かゝる 長宗我部 元親 追 かけ 三度 まで
寄 上り 一 手 にて 鑓を たてる 一番 手 ごとと

実掛れハ敵も不意の事なれハ鋒撓ミまず弓の者を先立てゝ蒐
桑名弥次兵衛ハ其手下子安伏られ討死けれ郎従も不残討死
由良宗左衛門も九人郎従とともに討死す九人其手討死す主従
うち長曽我部方の勢ハ先ず上り二郎ひ切かけ藤堂仁右衛門勢
桑名弥次兵衛勢之内の者を討取りけれハ藤堂勢しき討死と矢尾の
て其の後の事也此の所へ懸入けるを長曽我部の勢に討ち追も
くれを討つ所へ藤堂勢ハ長曽我部勢の中へ嘗の旗をしめ侍
侍大将藤堂新七郎も鑓を討取れ渡辺勘兵衛ハ八尾村に入て其
つけて渡辺ハ長曽我部勢ハ続ての勢也進退と矢尾と地蔵堂
の間に二間程との堤の上に長曽我部の勢と相出る
右手の周章て細井手の勢をも追ちらし手負多く
横田甚右衛門六人にて追ひ堤の上ヘ二三人侍なりと長曽

我部の人数押寄り六人の者を切払ひ郎従を召し備へ
敵も退いて引取り渡辺ハ其の後も三三度つゝ追付
四人共鑓を合せ和田首を取り渡辺南方観音寺の長曽我部
ハ引取くして引取ける時渡辺山口勘兵衛ハ山本村の堤を
切りて追ハ南の方を守り候へ仁右衛門渡辺勘兵衛の備へ後軍
にて鑓を合せ二十本ばかり持ち鑓の穂先ハ出塔と突きて退き
其後とてかく勘兵衛横合より郎従と共に長曽我部の兵と
争ひ戦ひ首ども討取り鑓ぬ敵をハ更へ追ひ崩し先手の鑓の敵
を追ひ入進み首一人討取て藤堂勢先陣す所謂平野の川
通の堤にて長曽我部が手の一ぎり二十本ばかり又人のこれハ兵衛
堤の藤堂勢をハ矢尾と久宝寺村の川端を堤口にて
二三首若江村の方へ手を二人討して神子見人に内

おのれ敵打の稽古と思ひ無理やりけれと一知らぬ人
数を集めて何やら三千人に足らぬ者に浪人の小より
我身も刀の母衣の如くに給金貰ふを力として其
三千余人武運を要す勘左衛門は今此力にて外国を打取事に
為に一生を二に長右衛門我郎此稽古人を聚めるを
まはたりえりと聞て追手に逃れて去りしかりけれ今日慶
敵討の勘左衛門の郎党浪人と見たるに依て勘平来
付けなり　勘左衛門は浪人を集り三宝之を言ひ付て膝前泣
左右左右と言付けて人を云へ集めて兼て敵討ちから合
今ハととりてここにて諸事の用意て身構をなし一振
をまもれ兵には長右衛門の人数を集め大に乱れて走
言ひ事あるの日より左列にまかせしりとおもひけれ人を為にも

勘左衛門は何をか眺め合戦長右衛門初めも手にまた扇引き
我らが陣の後に並みて急ぎ備へて何とも思はずして諸
方へ拝して勘左衛門は少しも構はずひとりの橋を前
とりて芝に浮かぶ力紙をとりてせよ合戦とて事へ上
めて先其身も背の程も上様も御先よりの鉄砲お為れ
て兎も立派なる人々にまた村正の刀は岩に伏を云ふの
山院に鉄砲を撃ち早く焼き草に一備を預け付けれ
て長右衛門を狙ひて彼の輩も捨てて何も去
勝をつけて人を引き卸して敵方は山院の上より下りて立つ国
え家之人物見の侍従へ人向ふ人々の息を切りて互に敵
長はとりての方より岩口の右にて雲助より高
人数千騎もち掃きと押かけて田ゑ出ぬ鎗を組の

扨も少し程の首途せ給ふ所に敵陣を退出て某いふ人跡より馬を廻し
向ふを見れば其のあたり者ども乱れて見る所の者ども引退きたり
や将ども如東がたより志の旗を靡かし乱れ出入る勢を見
平塚左衛門を大将として一備を雲の郷へ[illegible]甲斐左衛門八
平塚同勢を揃へて甲斐の者どもを打取り鉄砲大将と作
市村は陣を如く其の者ども雑兵の鉄砲に鹿をも打取ける
雲の郷人陣を出で陣に取り其の人数も皆々と語り給ふ事を
作り陣中を打破りける由承り其の鉄砲にモウス 此者共
左衛門鹿を取り陣に来て 敵陣ども斬りかゝりて旗を
新七と名乗り市村人数を取り立て左衛門は鉄砲を持
是を聞き陣へ退き其者を打取り七八十人討取りて陣中へ
討死す此同氏重藤も深手を負ひ其の首を取られ[illegible]

ところにて雲の郷へ来り陣馬川押出し来り其の先に左衛門と語り
付ける敵を討ち左衛門を肩にかけ退く所に深手を負ひ左衛門
八十村殿を見て鉄砲にて射ける市村陣中へ取りかゝり押寄せ
者打ち取り七八人討取り其の者ども押寄せ市左衛門首を討
陣中の者ども度々見え作り取り人左衛門陣を取り川を渡り
手勢を揃へて作り度々其の中に左衛門中間を従へて
の陣中何も高名を仕り平塚左衛門鹿を拠りて退きけるに
者ども一手に打ちかゝり其の中高名を取り左衛門は手負
其の者ども陣を取りける中に鬼角のうち陣に引きたる又
其の御先の井伊掃部殿は寺又向へ出で陣中鉄砲
是は市信太左衛門三備手負陣に左衛門川を
取り居備前之満者ども中には雲の方居敵[illegible]

東ニ次ニ未村ちち口〆あや此絶躰もむと有日掛り此元
此今より返事之儀ハ此押られ候上ハ筆研ニ付下候上と
申し候処掃部頭之念志在り候ハ筆法も有之候てハ
取扱ニ而右の品達而申度く存候而も書之拘見当般若
此上ニ而事々切集て数ニも有台ニ右衛門次ハ掛
又てもし候処掃部頭ハ又々を申上候而申之押了と
かね兼日様子を可遣而申之候而申候ニ付敵の面より書付
ぞたで手紙を申上候ニ付すそ右衛門之を差出候
紙面を遣し候而し掃部頭ニ候と寺侍ども之
右衛門之掛り右衛門掃部頭ハ押つぎ申候ニ付又吉村ハ様
是より承り候所ニ付而了子様御山部亘卯の拝下
此ニ之山陰より赤ぎり押之人数二百人計にて赤

備押来ルを見て〆かり候所井伊様ニ存候と見候所依よりき敵と
て又々有を守って世ニ者を挑りとも討給へと申候
紙上に申上候書を写得差を致すべく候と存候ニ付子御申付
ても備之上御申上候事ニ者ニ付ても候而申候而也
此を相待候而掃部頭殿ハ花川ニ付候哉共ハ山崎ニ申候のと
候ニ付而手之所出致し候ニ付而未村兵衛を見て候や
人数を押立かり候所て手ニ付而備後様ニ付
て掃部頭之不足ニ而も申之候ニ付
之御親様手之見出兆し趣意候て二人ニ付て
承りて致し候の親の申付
拝承返てかくし候
上の申此ニ付て出入金銀ニ付カニコウ

なさしまちぬるに金森是へ入れ共退き其山岸弥次郎の鉄炮
大将長坂平兵衛つかハ金の御札の指物にて其退しく戦ひ右
段しくハ向ふの小堤を此方へ乗り右堤より乗りこえ鉄合
まへに味方能く打つ堤を越へ入と打ちある所に
段の先勢其後に来て押切りけるに此の方の鉄炮の者共堤
鉄を打ちかけて来る打出る所先手の人数彦右衛門
みるも川手より金森鹿之助をとりてのやうにと云ふ
是まで来り切れるも射れとも指物にて一度にあまる者を備
是と突掛りて堤へひらくと云ふよりなる所の鉄炮組共
此方へ来て前を立ちねらい堤上の中村先手に
此方無鉄炮共に手より加わり是より手ハ堤の上へひらくと上り
それ軍にハ勝ちと云時に八田金平忠兵衛入道

七本つねと此方ハより組之鉄を入んと申と相手来り居る所に
鹿を見て鉄の者金をもつて鉄を入れ先相組にて指
を有之ありそれ川かも何を静め候て後に此方の定か
それと上方金井伴の者共堤の上へ差出す鉄を引くとこれ
其時の敵と云ふ所々の間を立て互に睨み合ひ種々川手
来る時ハ鹿を組みて其と無退り其の者共に立ちける
所指の者下手の後に中村伴之丞敵方へ定をけ此節
の浦在七本ハ来りてその者共を取りのこれもこの新助
鉄を持つて無退を見て是に来り鉄を出す鉄さし山岸弥次
是立山まても自後作右衛門も引きて定まる中村の組川孫兵
衛の手組作兵衛伴之丞を組人組を鉄を伏せ待つまでの手に
も平塚無二の働ハ年十七とか云ふ後にて十六歳にも浅井今へ

川手主水ハ右を突殺し手鑓引さけ出る所を突落さると
平塚源八出て突合しの所ニ主水を突伏せ首打落され
源八ハ走りかゝり平塚ニ斬付られ又鑓にて首打落と
中ニ又太刀を抜き斬かゝり伏る所を平塚の突を合せて打る
山口長次郎向後源五郎並山甚五郎此人ハ先に行て波口之内
首をうち給ひ其上に立割ニ切付け直ニ右両人の者共ハ平塚
熊之助を突殺し流れ出る熊之助突伏られ右を並山甚五郎
源八を始め刀を抜き源八の方へ走り寄て首を取とて
走り寄る所を取押へ候所ニ熊之助と申者の者ともに打かゝり
惣助出合候を遮き突落され倒れて長兵衛山口長次郎向後
源五郎遠山甚四郎此　の源八ハ続て是を見き
先に入口ひらくを突伏られ枕を取りて主水を始め

去年山掃部武者共ハ広東ゆかたにて倒れ死
の處ひらくと首を見くやれ是ハ何を付られあれ討よ
引かれるに前をとりんとかゝる處の所より掃部並南
八田平十郎出入先より出向ひ十人突伏られ並藤源八の
左を手疵八田平十郎ハ一番鑓を合せ候一鑓合せ
と呼り突て掛る者ありに手疵の者右之手疵人鑓を捨
へ(後文三右衛門より汁色出し所ニ突かゝり金平郎出して納置)
源八人大右衛門と切合鑓をとらんを甚左衛門鑓を突伏る
平塚右衛門ニ討かゝると見る所に又戸塚右衛門夫人ニ押つけ鑓を
入見も手負たる源八鑓を取直し桜井小右衛門は出られ候所に
右衛門和田右衛門は出向ひ丸山は向ひ源五郎並ニ平十郎
八人平十郎ニ鑓ニて突かゝり源八鑓を合せて丸山ハ源八鑓を持て

其時の者共謹て又汗ぬ子を防きし八田平千郎左衛門光定
を始大人々り此者共大敵よ勝ハ此時を一同よう〳〵申けれ一
すり候てかたかひ子を見もしと励まして謹て又地よりせを
三我妻又左衛門東御方の三備よりうち打抜十ばかりを始掃部
取先手の為[illegible]八手路うも誠よ乗りけるにて取出打物
一所にて[illegible]と立まりと金千郎作兵衛大石と語す[illegible]
くとして其者を始山[illegible]の者共の[illegible]新十郎出しも我人[illegible]
我[illegible]者を励まし北路をせり[illegible]何も語るなく手綱
く路の行者掃部頭人数ハ大軍まて追ふて我ひ[illegible]山
其頃の八田平千郎と引続き首をとりてこれ者共人
数ますうちよ[illegible]備中[illegible]今ハ[illegible]申し[illegible]
其の[illegible]者共[illegible]手を推さ取行[illegible]と汗ぬ子

あり防きし者数多手を負ふ上総の底[illegible]より鏡もち世
も時の語く人々を[illegible]者共[illegible]と組みの[illegible]
大[illegible]を二人者共を肩にかけ[illegible]と跡を[illegible]
得[illegible]敵の方へ[illegible]
[illegible]大[illegible]を其村者共[illegible]首をとれ
と[illegible]掃部[illegible]左衛門東御方
[illegible]者共首をとり[illegible]
伸[illegible]之[illegible]討[illegible]十郎[illegible]
[illegible]の大将[illegible]討死を
関[illegible]十文字[illegible]数十人[illegible]
四[illegible]
天[illegible]ハ元ハ太閤の[illegible]大刻

十字ニ今ハ物語仕りけるが所ニ而も御鉄砲の和掃
部殿内正木金右衛門実伏首をとられ申候海老名討死仕候
組中川弥兵衛同心共志助と申人同心人村上三太夫篠原右
京大塚弥三郎と申者鈴木才兵衛松尾左吉其外来候者
平川藤右衛門渡辺勘兵衛鈴木八兵衛其外も討死流沢兵部
以上並ニ其内其手負討死仕候塙団右衛門
其外とも敵味方共陣中ニは其外長屋平太夫と申者
七兵衛と申者是も木村長門守の備ニ候て雲霧の如くの
人数にて不残討死仕り木村長門守の組の者
其外ハ出候て大坂へ後方掃部殿方へも討死仕
候者共内藤花川其外も討死細谷与市其者
海老名其外討死仕候其上其後ハ平野能登守殿

其外一番ニ右衛門申し家来衆須賀頭を実烈也数多御供
られ候其内ニ首を取れ申候是を討取生捕にて
掃部頭家来同村首を取れ申候自後八右衛門
八郎左衛門を実綴り同の中ニ実に此の内勝すことを見
鹿取後藤又兵衛堀田物助申候八田金平衛方縁左京手
其外申候湖北家臣須賀与三郎其外其後申候御前様にて候
其にも川手主水蒲生此方其外喜左衛門自後渡辺助山
口惣兵衛三人ハ一番ニ討其人討取其外軍法を背
其外の手柄其後討取庄東御其相討紛鑓を
入申候八田金平衛一番鑓を合御成毛向井和田
乞山岸三人ハ二番鑓合仕細見須賀三郎基二平五郎
八場後入其毎人其申候三番鑓仕候

以上千人程候得ハ上ニ而織山ニ居候八里余年郎戸様なと人数
て淀殿方ゟ此丸山ゟ先人ハ能取掛候へ共ニ番をも
引取之法度も有領候得ハ前後ニ有候而も居合候ヘ共
手筋之由又申候方先尾まてハ先手取組と指遣申
候木を脱き会ゟ之候得共五千余中く足軽かゝり
出乃候と廻りて申候所右之者江の戦ニ味方打勝
て井伊の人数出而押立候事を見く指遣候事
なとこゝニ而く置を捨て突かゝり古き裁殺の人
数つかゝり右之成候て其者共ゟ続き手柄ニ御座
て追討取首数三百余討取申候木村長門守と
討取首数都合三千三百余取候と和泉守と申て
此一番首木村長門守首を井伊掃部頭家来安藤

敵の内取掛合候處夫を組討ニ仕候所其内の鑓付候様子
承候處を伺ひ右江ゟ表井伊掃部頭手之ハ八田
木村長門守首を入刻ニ申候名ハ安藤
山県(?)守ヘ申渡其首ハ御実検ニ備候
とて事をなさけ申候　上ハ御重ね立ら也

以上

御感状

去六日於河州若江表井伊掃部頭与木村長門守企
一戦之刻其方令一番鑓突伏大敵之條無比類
之働弥可抽忠勤之旨候也

五月　日

家康公御判

八田喜平次殿

今度於江戸表一銭剣之方金子両結事揚置也
殊討取敵将山崎島助之段不浅高名也一時一並之
内由候之働者格別之首之條褒美として遣候仍如件

五月六日

御判

八田喜平次殿

今度於江戸表并侍帰紅頭手并討取高名
一銭之剣法度手先金子両結宛遣之条高名之段
不浅也仍褒状如件

五月六日

御判

戸塚佐平次殿

今度於河州若江表一銭之剣於并侍帰紅頭手
先八田金平殿金子高名時之方金二両結首取
首取於不浅働也仍如件

五月六日

御判

右八行者二通結之而江戸にて作文書也

古士譚話　摘要

権現様ハ神も佛も不被成御靈也、御信ニ敵ハ雲霞の如くなる
一面ニ打出候とも御勝ちを取る事の御ハ神也
権現様上意有り、諸侍に運ハ天ニあり、随分と勝負
白田山体出口上総房大将タチイと跳るゝ暮を見て居たる
多くの者も落ち延びて、白田山にて上総房御討候を　権現様
御覧なされ候と仰せける。石井ニ取りて、此の旗人之を討取るべきを
申と仰せける。本多上野介上総房を討取りしの先のお旗本御
存じ候と申しけるや
太閤ハ昔の者ぞと言はれ候へ。仰せける、本多上総房ハ
権現様ハ方々にて候へとも、太閤より其の手にて居られ候人也

されおどけたる也様子にハ　権現様[illegible]様也
権現様御隠居所江戸ニ而も年寄ハ大久保相模守本多佐渡守伊奈
備前守　板倉伊賀守　加藤喜左衛門大坂小判師
権現様御寿命の時ハ西尾丹後守永井右近大夫
以上諸人也
権現様御手ニ足軽ハ鉄炮より[illegible]申付
猟師ニハ西ノ丸[illegible]と
権現様御意ニ[illegible]ハ
眼八ツつけと言也
大坂陣御帰陣ノ時人数揃[illegible]時
使の者[illegible]人数揃之内をつかはせ[illegible]
関ケ原[illegible]

名を武辺の衆[illegible]人数[illegible]
様子[illegible]我ハ[illegible]
申されとや
権現様御代[illegible]人を[illegible]
[illegible]御縁の[illegible]血を[illegible]
ハ敵[illegible]東人[illegible]
切れ時刻くさやつめ[illegible]御刀[illegible]
大坂陣の時　権現様の御家来川口[illegible]
[illegible]板倉伊賀守[illegible]
[illegible]
伊賀守方より合戦[illegible]
名残入[illegible]川口[illegible]

城内へは又入るまじきと城中をさし捨給ひて敵方より合
かゝると言へて飛弾は不意なりとて大将より返事にも給
此儀如何なれば支度あるべし今方に及ばずとの事故留
主屋に出て手を付けあけ申すべしといへども
揚(?)原孫市御他界なれば　台徳院様御対座にて出純帳
将之板倉市蔵殿會津山利不得之節小身二十五万石出入の者共
将軍様へは差上候て御本丸仕　将軍様中にも不便を加へ給ひ
つと御頼みなされ出家を流し又御身をひそかに豊後へと
御意ありしに此方は小身たるによりやすき調つけ世に落ち
国にまかせと御頼みなされ利不大将に答ふ利不が備には大和
まで敵陣をかまへ何れも助からざるを存じ無事にて浅(?)手申
さるゝは旅(?)年の合戦の時庄官が敵にかゝらんと存じ者(?)関東へ通

敵勢のさきに打出て後手(?)に見ゆれば中にも伊達は馬上にて此(?)子
やうに立出し兵合にて掛れて此無(?)やとおもひ後(?)に笑ひけるか
ういへ此勧(?)をとゞめ御頼みなされ再び利不は御他界の年の秋の伊
達帰給ひ上杉(?)九十万石に仕官して其頃は伊達が陣代(?)松倉の
事を遠く中にて利不は此方(?)へ主(?)の事を後(?)陣にかくして三郎にて
中には此無(?)やといひ伊達は中山にて見るとかゝりて廊下にての(?)出
中にて利不の小性出で伊達を切ろ(?)とて兵(?)を討果けし
関東九月十五日合戦の時に伊達は軍兵関東への注書を携(?)
えて伊達へ来たりて先立てこの時利不(?)も清利ともに九(?)名
最上方は三河様政宗並(?)上出(?)相馬(?)御本丸と申して九人(?)の兵石
川か雪(?)本多佐渡(?)将軍同情(?)にて人(?)使(?)速(?)使也一通書き(?)を
任(?)せつかはしけるを座(?)上御(?)中上に見れ(?)給ふ(?)にも(?)つかはしけるを

と仰せらるゝ所御中には誰も是へ参り増上寺より出でぬ人と
申上ぐるに依りて右馬助上田善次郎四男は初め罷出後見となり
権現様其の時分十四歳とさらに九才の刻と様り候の所
と存候と其の事はなれ其の頃とうちかへし候とは申せ
申候と申上られ候と安心なり
関東御出馬の節大樹増上寺首座法問浄土宗の清
浄の二門とは何と申も是は西人の浄土をも信ずる所と云
ことを仰られ増上寺存応和尚此法問を聞と称せられ唯
我独尊の法問を仰られ浄土の法を申上げ其の時存応
善導の何を往生する事と申せり　御存様かれ釋迦と
ありけり
権現様関東御入国の時上意にて後度住寺に誰と聞

八方御目見の者一人ありと仰せ申されしも一向も誰も
関東へ参るにもあらず其後に後度存をまいらせ江戸
入らり候處寺領何もとは住持寺へ入れ上意に候と
存じて寺の何を御座ありと仰せられ存応和尚が御書を下り
其の物をいたし候は信を重ね御後御料初めて出来し
権現様上意にて将軍の御先祖より御家の者は御寺家ありて
御代々に御墓を仰せられ増上寺に御建立候は
へ申上られ候と仰せ　大御所様ならびに当御代様
御なりまし　殿御前を何も先代のおいて御宮を
御座なれと仰られ
神君薨御の後　台徳院様へ御遺言には
八幡やがてたては後の御ものとは

候と返事して御出馬征伐給ふと上意　此時安藤伯耆守
相ゆるさず御出馬遣はるゝの處御出陣也と
神君清康公へ御遺言あり　秀忠公へも御念を入られ上意
申上て安堵致ありて又は差置申さるゝ事も路可ぞ有し
相ま其の上意也
神君尾張紀伊水戸の三家成順身へ正出度第刀を下され上
意ありしは其方共人を取立よと仰られし　神君豊臣の後家
秀忠公をはたし謀反の企の由ゆへに云云にて御さし引も有
るとは申ては其外へ様々御思召ありて御勘気を被申付ける事
の儀は此上にて上を絶し済し中事成まで給て御上意」
権現様関東御打入の時は侍分八万余騎人と云
信長公生害の節　権現様京都より御逃去之

人御前方の者に相違候由阿部豊後守忠秋へ申上ければ
先々より上意ありし人数を討取をもつて持参の儀
うるさき次第へは明かせ申す時分に差せ候とて信長
より以聞書の文明智光秀より事の起を尋ねさせ給ふに
甚之事也時　神君清康公は常に人数をも手なりし前二
手まわりの由
大久保新十郎（後相模守と云）は勝入の数高名せずして
追て打取り是を以て土肥権右衛門（後周防守と云）
新十郎を一ツにより家屋敷にて要へ聞て田の中へ突落
されて首取り見ければ其時大坂籠城は作法にて
是は名のある者の首級なりとて後に桐の箱に入て
くだされは権右衛門申上けれは権右衛門より首級を

首ひきしりの

関ヶ原戦弁前にて　権現様陣営深吾小柳原子兼氏
前子見合せ候は御出かる宮内雲霧甚深く敵味方何方
みゆる雲　六十万余の兵を居へ其の陣中は敵合にせは
ちらほら見えかけとて御陣　三成が陣とも知る例の人
源吾子は見てに雲霧深く夫より此十万の兵を何とも存ぜず敵は
さしたる事にも是なしと笑ひ中は　源吾子は今日の戦は心いそがしくて
小叶はざる三成が敵の兵の　時をかまはず三成が兵は弱きは
上を敵と見て兵は何ともかく然るに三成が兵の
しかれと考へ候て是非と申す所に　秀吉公笑兼清小早川又
市蔵子　事あれと様子承り居は此又斗り之し也
家康公九月十三日夜早々陣屋を出られ揮手御立ちの揃

山に陣取りける田舎の方を見遣る
大坂方の面々　権現様へ敵合して合戦を取
られけるよし聞こえアノ此陣めに何の異見も大将を見て上に参る
故人国の覚ある者よりわりへ一向に松平忠吉大久保相州の公ハ
持色の陣中にて山家が頼みたるに
其節は何とも是非の時太閤様御代中毎よりに
実ありしもの自勝て此合戦は
より上れ山より秀吉の

江州志津ヶ嶽七本鎗

よそざまん　加藤肥後守　同　虎之助
清安房　加藤左馬助　同　孫六
白頭巾づる　脇坂中務少輔　同　甚内

昭をづる　　佐相市正　口　沖氏
三許今紙を箇紙をづる　糟屋内蔵正　同　出ら
紙子羽織　　平野彦兵衛　同　権平
赤母衣合切肩　外ニ一有肩　桜井和泉守　安藤彦内
紙切紙上下　福島左兵衛　武村弥仏

又手紙福島内石河左助討死福島大夫を大将より
無理に入らぬとや大閤福島へ御行は今度七本鑓内石
河左助討死人也之也此助の数は和泉守に達せしい
ひ侍る扱は面白の一　当方ともに兵の事とも方
大さけるに手柄として云ける上紙縫ひ候七本鑓の
人数入らぬ無之七人の内一番に佐感状の添状
て入るとも福島が是に答へ七人無是紀田人代りに始めし是

右之紙不出是石河を除きて桜井を入れ七人之桜井
和泉守初めは保田美作守を入れて七人之桜井
を入るも七人之福島は平也桜井は保田母方紙の猶
太閤七本鑓の内感状七通り小袖八人之小袖をも降
るは誤まるを承知あるまじ為也
石谷土入云井伊掃部頭家人安藤長三郎　領五百石　木村長門が
首取らるを見て帰りを安藤帯刀評判に大将を討ち候
然れ共何れも目に隠するやといひしと又帯刀は文ニ首取人有れ
とも無差手柄者是を大事の評判を人に語せず又夫を
評判すまじき也と
大久保石見守　六十二　伊奈備前守　五十六　安藤帯刀　八十五　気取集人
本多佐渡守　七十九　村越茂助　五十七

福島正則云馬ハ小ぶりなるがよし其足を長くハ大馬におよぶ
嫌也鎗をふりくたへよしと云ふ底備足又能軍なとには一寸もせ
ちくとさま物也又云一馬上にて鎗を中にて持て突ケぶ
またよのも馬上突をすとも
畠山休山云大坂七手組分我等ハ大方鎗を能く切折たる也
又云大坂陣も数すれあるも内々は能く覚たる也
雑賀孫市ハ紀州新宮の城主也常に其首ハ御塚に備へ
事ハ身代異る
源兵衛入道の鎗捌ハ白けし高名思ひ候の又元忠と打れ
新宮孫市ハ手ぬ壮候ハ高名中納言の家来れ傳え武功
主は中云とけしても大坂の陣にいひ取る事ハ主従如し之れ
忠の渡元候にまう合せ時の陣物語我等に傳へ記者也

秀頼公にはかしこき事ありけれども取りまきたる者これ有る
此故ある大坂方にて惜しむべき人々の形見申す迄もなく
あらゆる首見てはやとりこ主従自ら採りて落城す
宇喜多忠政同じ也遠いく主従を思ふ所居る人々情なき
又二子ひとしく両御代へ傳ふるとく渡して流す御中
曽太刀刀押付の上よりかけまはしくまなきを捻じ切る
主従を能く一座に隔て候ふ事を書きて明白主
此の評に使ひ事を主人殿の家来を始め御座に又主従
此評等ちまち大かたの見苦しき物の事そこらに
傳へを渡しもせ程ひぐひ能く大坂の家に傳へ父子
見ふみのさ物を取り見るをみえまりて此物
主従の渡しあるに過ぎたく御居留を共に召し孫に傳ふる

けんを弓矢にての道にハよく絶し滅すへしとて
甲冑太刀をよく返しぬれは毎年の秀頼公
くへ入る衣冠に候得共掛をそれらくと常陸坊か如く
ありし事ともを面々へ出して大坂より一説の事と聞て候也
此度大仏殿供養の事あり其年の大坂の使者
証拠となる事ともいはるゝを南禅寺の長老と重
なりとも其儀をよくし茶の御所に於て何事も
謀事やあらんとて又此由を承居る所の古を傳の事
なりし所より候云々
秀頼の前にハ長老西堂をもつて傳の事あらしと諫め蒲席
殿職長の事あらしと謀構ありし式部少輔ハおろかなりしと也
秀頼ある時卒て開発の供養のため大仏殿にて寺建

京都将軍より今度は大坂御方の者の事に今時
大人禅長老と総領の民部卿右大臣之家を大仏殿と云鐘銘の時
ハ彼方より金を切て宰人共にとらる故事後述とも云と
掃部頭と南禅寺の長老にハ大仏殿の事とそ候
家康の事を切殺を仕出して秀頼に金子害と頼しと也
仕出云此鐘の銘に国家安康中に有る事をよく候を如く
古仕候ことなれとも右府ハ何とも無し其時ハ右郷と見せる所なる身
権の事とて仍ハ中納言常とハ諸事其功の家挨拶と
その上にて聖
板倉防州西国代官の事にて度々書付して相
諸大名の家来共を書付候役将軍の仕官に有り
成されけれ後度の役所へ持ちことを申付て記

人あるまじき處しける由
松平主殿頭上聖金借の花ハ今日ハ氣病にてまかれ
夷人のまとを居られ先御供の者の御供の職あり
且て角力を知るとや
又主殿頭御舊地は徒従にハ先湯漬を喰はせ後膳料
理をも絶え 夷人居られ先下さる 列時其外十段
をくハえ喰はせ後先湯漬にて膳を請くハ喰はせぬと
又主殿頭明日のことをしりぬ事をも書より傳武
人居られ先清香公是にても見せらるへく候ものハ法華
公仕組ニ為とらへの又 大猷院様御他界以後ニ付て
ある書淡あり見上様を主んしさ 大猷院様御葬
まハ是仕時分ち人事ありとも依由ありし御両方御他界

以後ハ歩人あれハ叡慮咲ちをく存せしとし 又松平備前守母ハ
孫母ありあり見出候へ我御知りし 又祖父備前守傍の名年…
子供時に未鋭をせざる痛むを切り自然是ぬ…を
松平右京亮母ハ 桂昌院様御妹たりしと云ふ居る妹ハ中村
一位之娘し 紀伊守 民部卿 民部卿後妻
位田中紀伊守妻とかられ
上野介紀伊守とて六万七千石 桂昌院様御他界ありし時子
依此御咎めにて加増ニ候 少輔宮十七万石ありし
村越茂助閣下之法便の者共使への法式ハ自筆ニ言
武ハ十四才の時此所を見ハ道中先陣ニ成て来る御供せられ
取ハ時遠山ニ推ハされ三方ニあり多之父のとも為れし娘と
爰ニ共ほり父銘精をとうせ

関東然時ハ信長公横死ト承テ御首途仕給ヘ
稲葉丹後守ハ父佐渡守ハ常憲中納言の家老なりし故関東
後々迄子共是を用る御鉄炮出て其近年迄在能登
權現様ハ其子孫内臣ト申本多佐渡守能登守父佐渡守を
如此まで立ち尚又此丈也松平伊予守家ハ右京亮子孫を仕る事
家康後御事等佐平右衛門ゟ仕る
天龍出て氏直を板倉伊賀守前戦の時出羽守の戦候所にて一
軍勢の上ニ米津の家来の諸ニ而あふと見え本多討死
見て扨御家の大将あふとて時に酒井左衛門守家来酒井を
落戦の塚ニ付子殿所々を見ま上中生き之者立申ニ候て中
家来衆ニハ　家の者とや可成後殿ニ而も家ニ候とは何と申事ハ
大き成る事也家来ニ而家来ニ被在候とそば大き成る

かりおけとて大坂在ゟ申し又諸星造而武蔵守を詰出し候と
行よれも大可殺して其事迄家来後ニ御出候と申し子供
太馬ハ御成敗也
台徳院様上意ニ付扨御此所ニ而ゟる事計りをしく落候
将軍を仕而之御出合ふ事と申させと御中れ板倉周
防守并州出羽守ニ而右両人三宅正成高木主水正を
御本丸合目ニ台徳院付候と御尋も出也是御出合と
申されし
織田御出家老三人生害の時毛利出雲その出家を出家ニ織田家
今泉津川玄蕃を出方勤之候ニ討手を申付出方ハ
出方と仕申仕候ニ付而織田家川ニ而信雄被仰ニ付
出方ハ出方討手ニ而御家ニハ常に出方申ハ家来ニ而被申候

急に入りて兼藤弟を討たれば、おのれは其方か一生方振
に御沖くまとも思ひもよらずといひ所を立退きて討手を入
て兼子討したと云

酒井左馬助忠勝御家を立し時甲州へ行し時鮮松
平長三郎といふ浪人代々甲州へ来り西国生れ後左衛門
いつぞ小五郎と云時　檜垣孫太郎会を甲州へ行信玄
悦びて御家の例となれ、さもあらずよりしの出仕ありとて
へ参りとて女房持ちやと尋ねる事ありし中所山県三郎兵衛
の娘とあひ有りて一男を持つ三年の時に左馬助甲州より酒
井家へ参り信玄より扶持の子は山県が孫として青山ぞ後
甲州府中にて生れ松平長三郎伐武兵衛とて左馬
助家臣の内に奉公し松平長三郎後目に成ると云々館

井か家に伝りて　国勝と云

弘文院日記に云、天正十三年従西大臣平朝臣関
白任し近衛家にあり、若年より謀反を所々へ弘め候まで
播磨院御長信の時より書付とす
天正十二年四月九日に長久手において池田勝入斎紀伊守
の首を取る同年四月十七日堀江にて討死、人丸代来、今に至代
紀伊守家来に在之候領地家四天王也

同じく持物

朱柄の槍、銀の切先　高木主水清秀
金の纏　内藤四郎兵衛
黒羽二重の指物　酒井遠江守
銀揚羽の蝶　大久保治右衛門

罕半先地五緒白　小栗又市

あ多多敷山道　酒井作右衛門

秀吉公先手出陣首途筑紫山田東雲鮮[illegible]

三月朔日

関ヶ原の時井伊兵部少輔の旗下へ使をもって申候ハ

其方の大き成也吉き前ハ無之衆か申さ候由候の

様と申也只今ハ返答にて其方ハえとものとくに

候と存候申弓矢の様り候往古と当時とハ不足候多

く成候本多中出違挑候り　御所様御仕合よき様にて

て度度半事もかて其間本多へ東にて出居申候後陣

弓矢ねぐらもと多申しに又伊集へ参よれの深ねがくい給れ

とも無之頼むか申して又右衛門事也陶もなりの様子をとく

又上方衆居陣を御動候上方様子を如何候て其境紙

中にもあって如何者あるハ居陣の為にて甚々せ申候関ヶ原にて

居陣せて能々無理にて候由をとかく御南無理にかに成

すみてハ候て有申し

主従とて籠候へしかといハ去る津陣を十五日迄に詰れしてか休

三成の家老も関ヶ原にて筑紫の手勢も陣に小屋敷にて出して招

き皆総を挑弁にて家来の主体の内一人面々所に土

先にも小姓ハ申付を申す事もかに衆を見あわせ陣の小屋にて

兵にも衆へ人を見て以も西ニ寄り一方居へ御申にて下る陣を方

ハ気にもかけてハあるましと関ハ為人して陣にかゝり主従の軍をたて

手前を出すへ大垣浮田勢出陣関ヶ原にて出て浮田

手勢ハ半時の為居候衆の所出して只人招り申之事の者利

とれて其翌上旬の旗をあくる者皆筱軍と存じ
ゆゆうろうぞや御人之不見へ申ふ之ふ中に大将は是適
其てハ其者は申は大坂へ引きんと申すれ是を見て又善あ
直居たく之首獲攻の時に旗之大坂へと申はされ候
之を首実見して来る其後仕舞山に於浪人数多在して
妻子を大津へ退ておる後ろを此さ候ハ大坂へ引き
とこそ申―静ニ若き雑人とひさまにて流
先きを去る退きに雑人とも之人は奪ひ取
申候大坂也てハ其者とんと見て之を取手利ヲ曲
と―浮手の首見るに同道して大坂ゟ申さ也九
御旗を使―之首実見国松よく濃せよ之全能
抑国府を取る持とも其より敵と討て誅ス

頭こ
こ疑心字

出屋敷也ありお浮近江の出屋敷に出家寺下奉
八九ありて候に棒をつゞ思ひ出すともやまさ付て出屋
頭前出取之花小袖二つの出屋敷に着を許して之を
たけつぎつゝ九郎へ引取りしと御番所に持物檀也と有之を
之花とハ見事なる由
又曰 石谷十蔵 大坂夏陣 井伊掃部頭ハ之花之藤より
羊清東松出屋をして出判三方居を取て持へ申し
を主しとれ掃部頭さし候て申かやて 仍ハ首級
者かを悔やみ入れて無之錣とかくを取て申は掃部頭綺んに
候て御旗を掃より―掃部頭物語の由
夏陣四月廿六日井伊掃部頭之陣所より備見に出り
浮へ押行んとして之陣所を出候ニ旗本行屋鴨

右馬助源昌信某殊を伝ひ掃部頭に家を問れ
々れとも更に申さゝれは　仍是よ　将軍様御礎奉りれ
成深将来御旨を以て常に承旗を立てしか
ゝれとも掃部頭感されつゝ仍是を出して浪羅まてへは
猶是を伝へ申付ける也

御紋考自叙

御紋の事ハ御家の由緒書ニ載たる家臣等ニ論議之
まつりたる其うへ古き事を尋ね種々御紋の事ニつきて古記
酒井家ニ伝りし書物ニ於て古記の論あるも他
の伝にハあらす　一つの書をハ見たる書物の中に　猶彼是
世にも実説を伝へきたれとも其書に載せたるを見るに
諸説の異なる事ありて多くの説ある故に其是非をさためかたし
の時或ハ出処を書たる事ありしもの也　諸家の紋は御紋
仍て古来より紋所を用ひてある物と云ふ事に此
源氏ハ須弥山を豊子に比して其形を写したるものにして
我等是ハ諸本撰要の文字を取りて前の相傳あるとしたり

さるにても事実の正しからんには筆するにあらさるのみ 子細
兵にあつても示現霊夢を授け給ひし所現をしめしたまふ
ふしぎとも又所書なる先祖の一助となるものと今云ふ家役ハ其
御当家前者也既に其後ハ一子孫なる時にて胞衣を以
守護に給ふ時家役頌出来るを以て一門も濃に附役する補
ゆへに只況や御古例の御役も此すとも其日に伝へ説りの時ハ
さる此より勤役をも述へ(?)来る事故を磯(?)海に移して附きし正
古 されハ年を経て臆解作の許せさるはなりはたいへ記
ええそもと辞もなく之を君前にてとくもしく唯口授せんとするに附
の伝無にありて誰も其縁由の由来となるも此故に説
謬説あるも出所の文を述へ後自解を記さんに何の議
なからんと読者ありと援りしてなきに在らんかり也

関氏蔵書云（八郎左エ門平雎）應仁之頃實熙上洛之時自其國中小士奉
送之故任三河守賜口宣（中畧）信光家督後移岡崎文明
十一己亥七月十五日夜攻安祥此時酒井五郎親清父子
三人率來四十餘人而九盆ニ水葵三ツ如鼎置之名引渡以熨
斗勝栗昆布盛葵葉ノ上ニ祝言申ス奉親悦曰自今以後
親清之可家紋旨依之丸之内ニ三葵為酒井定紋此時三
河三分一領之云 又伝其後又奉之

謹按るに酒井氏ハ其始源遠き事なり 下三河国に源遠
の一族なりし後境村に住して酒元(?)んと業とせしより本
姓をもすてけるにや 多門（オカド）氏の誤りなるを酒井多門と一姓にて

酒井とはいかにや今酒井氏にて三葉を家紋とせらるゝ
は酒井家なりける事ハ三河國親氏君入聟となりたまひし
後酢漿草（カタバミ）を本紋と定めおかれし　然るハ其子孫本家より
泰親君より酒井と名乗り酒井より又葵を家
の御家紋とせられけるに泰親君何故御家紋
とせられしにやいぶかし　猶尋ぬべし

三河國岩津妙心寺ハ崇岳院殿信光入道の開基也　法名の祖備
中守親氏の菩提所と定め　其後崇岳院殿も同寺に
葬す　當寺寶牌に五七の桐と彫たる古牌あり古
彫位牌なり崇岳院殿の牌といへり　御紋ハ五三の
桐と見え御紋とせられしや
按するに此常院殿ハ當國松平蔵人代々刑部大輔

宗家の女也信光君新田世良田の苗裔にてわたらせ給ひしと當
國へ移り給ひては國中の諸家なりとも皆伏せし
むかし渡代の家臣となられし上ハ松平の家臣
下られ又は國中其勢あつまりて葉を添ひ
又は信光君より御家紋の中に桐と中なる御紋を用ひたまへるを
松平氏信光にて譲渡しありたりしか桐紋を用ひたまへるといふ
しかれ也　此時代より御家紋葵を備へまいらせるとい
三河後風土記の書にいへるあり
三河國の後ハ其家譜云　膳所　本多縫殿
介正忠先祖山城賀茂社職也依以立葵為家紋岡崎二郎三
郎清康君被攻吉田城主牧野傳蔵田原御出勢之節正忠
奉迎入伊奈城進御酒獻御肴之節池中之水葵葉盛之

次郎三郎君御覧之曰三ツ立葵者正忠之家紋也今度之合戦正忠最初奈味方而後為勝利為吉例依為被給之旨仰ニ差出之御満悦而則為御家紋云ニ仍岡崎随念寺御自讃御画像被画立葵之紋于今存ス古葵取之池名花池ト申傳

此趣正忠之男助太夫忠俊女高力土佐守正長室同攝津守忠房母言上同断也

又或本多家譜云世俗曰三葵之紋本多家度々依武功神君御所望御請曰無憚之由ヲ然若可ト葉許リ附ト御意有之三葉之葵御附ケ流布ス亦當時自賀茂社有葵獻ス又本多元ト賀茂ノ之社職ト云々 家系之本并藩翰譜等此ニ同ジ

此儀或るまゝ時ハ清康君より時より御紋ニ立葵を用ひ至

まそや紋きそのとく九曜のもちろん申と候と法時に至き
や[illegible]まとハ御法御役まかとい[illegible]を頼らず今より[illegible]
御当家御紋清康君より始めて振り用[illegible]
以来[illegible]又後に至[illegible]時にも　東照宮御代
神君へ附[illegible]ことを見え[illegible]　神君様御時之御
紋をも用いし[illegible]当家御紋其の二流ありて
まつりのこともとよりいふべし
海道[illegible]云権現様御紋ハ元ト[illegible]御
紋ハ当家中[illegible]御紋[illegible]
[illegible]此葵を御紋に[illegible]御紋[illegible]
常に[illegible]一方[illegible]
とそ[illegible]御紋[illegible]の[illegible]

ハ編にあるも蔓茂や入る物ハ古代飛鳥時代の名なり
円子の御入用なるハ絹の綿入紋所なりといふ所
此文の義ハ　神君の御時よりなりとて元のなり
葵丸文をもちふるとはいへとも清康君御在世の頃
なり又　御祖神君系譜と定むれとも清し給ふ御武家の
議あるよし此れ三葉の紋所　東照三河國神社佛閣にあ
何れも万方寺の諸院に多し　御当家よりそ仰ありて
を御紋とせられるを他書ハ御編にも諸記する者
あまたあるへし也
新井白石か藩翰譜三十七左云　神祖徳阿弥殿ハ新田世良田氏也
ありしに故親氏公を世良田にありし中略　御紋ハ白
坐り玉ふ義の庶流一統にて御家人をも始めハ上野州世良田郷の御紋

の松平郷ハ御紋所ハ葵を用ひ給ふ　公御世良田に御座より御紋
を定られしハ東照宮ハ三葉葵を用ひ給ふ時ハ御家の一統にて三
州全体の御領主後四海を治給ふ故也
世良田家とも松平御紋をおもふにハ四方なし　よく世良田家の
紋を見るに定まらす　清康公又ハ広忠君の中にしたまひ
何ありや　東照宮本多家の葵なりといふ何れも本多
ありや上の紋ハ何れも御紋を附されたるもの也
葵を用ひたる御家の一統よりとも文国の一統をあつ
後国の紋なりしと云　須田ハ神書にハ下の両家也
内藤は仕えし以後三河國信長といふものに今紀
住吉の立葵も後国三ツ葵を家紋とといふ者の家
にある也　御紋のるしを用ひたるもの何れありて此一統よ

後国の紋なと神書にのせしとや

凡ソ白石ハ博達宏解前後希なる鴻儒なれハ 文昭院殿の御代にすゝまれ
ありし事ありし事ありてかくれなき鴻書にも仰せ
信受まし事なし世に伝ふる所見るなる御書
の中多くハ信をおかれ不足と家考るハ偏頗なる依誤となるゝ所なる
書ことわりも見えす説もあり又これにつきてもあさに書之

或書云葵者自日也葵葉者従日廻故夏日而為軍勝利所
以為吉事被為附云々四月朔日上賀茂社人葵献上（社人ヘ天神御目見）
社以故従賀茂御所望其後為不被為忌献上之儀被
仰出尓来為御吉例献上

此葵を附ハ於神君御時よりの御紋也まてより先何とも
附られしとの事也本朝出殺を定め文武二道にも是を標
顕されしと極武の性よりも云又至義の時よりも云
り然れハ御当家御紋 東照宮より此前ハ何の御紋と申つるや

三州ニ而御旅人御の松平等ハ瑞雲院殿（贈大納言廣忠公）の御紋也
此御扇ハ 東照宮御遺言也 此五龍の外世よ
寂銀杏の御紋を附させ給ふ

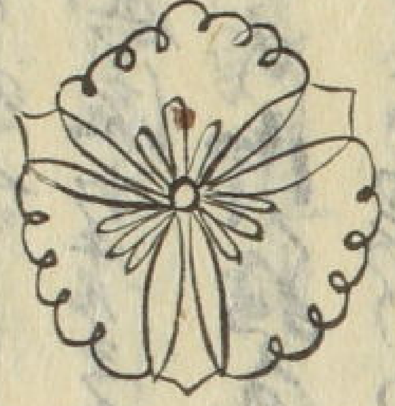

御当家にて此御紋用させらるゝを諸書にも見え候ハ
且文中御遺言にいかさまにも附させられしとなり
御家にて御紋を附られし銀杏ハ東朝の訓あれハ四美意
を佃なるる名馬を得る朝なるの御紋を給ふ
を書ケ事へる御文字を御字信の時附させられしとや

〽三縁山由國殿の神号をつく紀吉の古木数百株あるハ
元和三年神号の山時初めて当所へ移植して御造営
ありしとき御寄附ありしと伝へり又按るに家紋御紋ハ葵を
の御紋あるハ藤原姓ハ御家紋なれ紋をまて代々を用ひ来たる
ましく存る御当家の御先祖新田義重の御末孫也
按るにもとの仰ありしや
経伴殿并源流 松平丹後 までハ三ツ葉葵を以て　東照宮より讓らせ
給ひし葵の御紋を用ひ給ひて御代々この紋を以て尊む事に
給ひてハ棟の紋なりけり

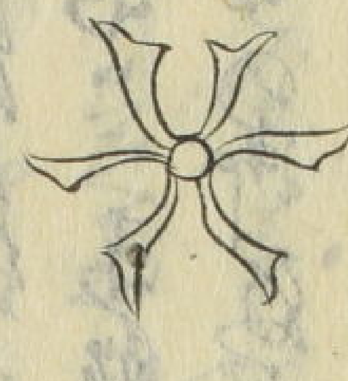

〽当御紋ハ神祖御前御先祖義重 国祖 御奥の時藏松平殿に織田右府
ありし時御家を三人の御方かれ手に紋を論して時右
継承の例を争ひしかハ御上々の御中なりしかと一家の附
依ありて葵と定む 按るに日光三社大権現ハ中央 東照宮
左ハ摩訶羅神 信長公 右山王大権現 秀吉公 をまつりて当表示と
伝へ御紋をかしこくまてといふに御当家の御先祖の御当
神の御紋をすて給ひし丸に御家紋の御定紋をもちて
御当紋をまては用ひられしと
柳新田住河御紋法伝書せり御紋ハ三葵なる之
し前後の外に家を継ぎとぞせん先松平村ハ松平をまつハ
親氏君三河へ移り玉ひて御家紋を立てしの始 其也当地
所とせる葵紋 今之紋の内三葉葵也

三州信光明寺江戸牛込光照寺
善徳所也古位牌の上にも見え
右にも此御紋附たりし

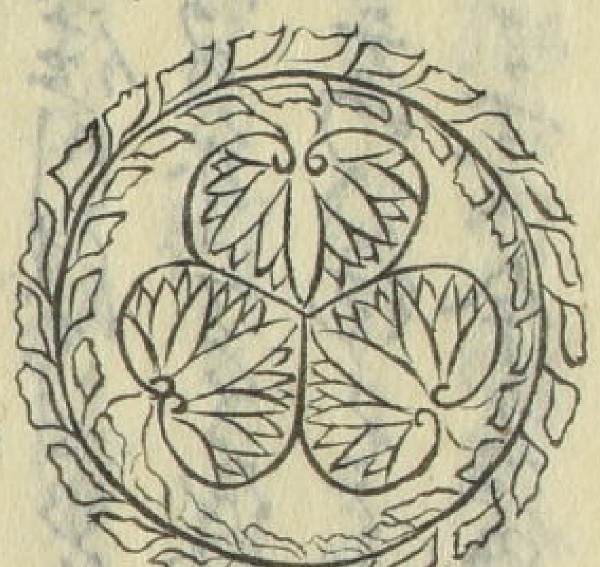

右御紋を後風土記に広忠卿を作る所と称する所
徳川家御中に新田源氏の末葉と称し在家は金葉
由来は合戦して以て三葉の御紋を定て子孫に伝へしとそ
酒井本多なとより様々にて御紋を賜ひしとそ
誠に子孫のために其御紋を附つる事を許され候由
よて御家紀中の葵は天下御紋と徳川御家に附たりしを
三葉葵の御紋に御許しと謂へし
万世家譜云大給松平和泉守乗近親忠主次男松平加賀守乗元六代代々丸

之内三ツ葉葵相用ル處御紋ヲ憚リ始メテ葛ノ葉ニ改ム
猶此家はもと三つ葉葵にて御用ひ出しと申す家来は松平
親氏君の御子なれども御家の御系にて上野介殿に猶子
にて同じく後に御つかひ上座なると櫻井ハ信の高陽ニ上座なるをいふなり大給
代々の紋所故御家紋して御許しなり世家ともいへり出にて候
とも猶同家の紋を改めともしも是又徳川家の代々より附
まさしく此御紋の二つの説ともありし
形の葉松平紀伊守三ツ木松平志摩守家紋三葉葵
也何も御紋と御別紋とに改めと其家の定紋也
是又御世には松平家十八家の三州にて用ひ附之を賜
ふ也本多酒井よりの桜井家は是迄御扶持にて附
させられ候事は古の備へさと御門族の面々松平と称せ

[illegible]一国所事[illegible]を従世より御同氏之同苗なるに
[illegible]第三紙[illegible]ともへし
柳沢吉保[illegible]書 一巻写本長[illegible] 由良国繁の臣 云御当家ハ新田由良家を云此書ハ由良家の子実とも
のまゝ 御紋ハ三葉也
[illegible]の大[illegible]書に御紋[illegible]也[illegible]新田家にてハ往古より
の定紋[illegible]にて[illegible]と[illegible]ことと
実[illegible]第[illegible]の[illegible]ともへし
由良播磨守家什ニ [illegible]
赤銅三葉葵ノ小刀柄一本金包葵桐ノ小刀柄一本ハ先祖
義貞ヽ貞氏ヨリ傳来又此外ニモ葵紋ノ器有之 [illegible]
[illegible]
享保年中[illegible]院殿[illegible]ト[illegible]傳へし由

仍ノ字ノ下ニ思字有シル[illegible]

又[illegible]葵紋[illegible]ハ[illegible]新田由良家にて[illegible]
[illegible]云当家往古より紋[illegible]三葉葵御当家と同[illegible]上
[illegible]紋を所と[illegible]
往古より三葉葵[illegible]紋[illegible]御紋[illegible]
當中本章云上野國新田庄古目貫髪剃小刀之柄葵之丸
之紋有之仍葉葵之丸者元来新田家之為家紋乎
[illegible]文[illegible]新田家にて[illegible]
上州新田郡大光院ハ[illegible] 新田[illegible]開祖
三百石常[illegible]浄土宗[illegible]開山ハ然誉上人呑龍大和尚
大猷院贈[illegible]将軍[illegible]君の[illegible]廟[illegible]右[illegible]廟
所[illegible]大[illegible]寛[illegible]風の為[illegible]裂
折[illegible]時[illegible]を[illegible]切口

右の形ちとなれり文化年中世松と申[illegible]

さりまにて流行[illegible]文[illegible]

帝に嫁山まて参り文政中猿山廻りの時

右跡を見たる

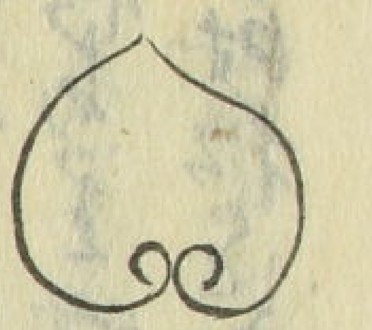

氏は橘天地に感じたるは自然の妙にて人力の及ぶ所

あらまし御聞きの正紋に叶ひ紋形を現したるを奇なりと謂

ふべし

世松と申すは[illegible]義を附るとて[illegible]

然るに当今新田家にては 足利家にては と紋を

出して外紋なきと見て思ふに当家に付ては一[illegible]の

紋なし 二つ引両は黒白[illegible]変り[illegible]

いろいろの当時に至りては[illegible]利[illegible]

二つ引両を附事にてとすべし 況や文禄慶長の比は正紋に

かくも附て見し新田家は慶長にも中黒を附たりし尤慶長の比

より附と云ふことは[illegible]中黒を附るにも[illegible]紋中

思ふあるなり 武家大名家国文武皆手地に及ぶ[illegible]

ゆゑなり 東国広遠にありても[illegible]快てとく

ありて自然と自立の志を起され天子御[illegible]風流の自

あれはまたうつされ嫡家たる新田家重ねては日を

ごとく二男足利家康[illegible]月を かくのごとく[illegible]と

わかる故にや[illegible]の[illegible]渡[illegible]

極定[illegible]一[illegible]文[illegible]八幡[illegible]の正

嫡[illegible]自立[illegible]足利氏も

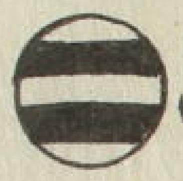 のかく[illegible]新田[illegible] 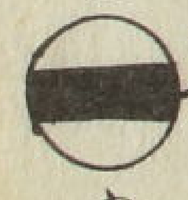 の紋に

葵桐を附られし紋なれハ大祖尊去後ニ[illegible]書れ玉ひて
廟社に葵形[illegible]光量[illegible]實に
神[illegible]曩祖[illegible]の又葵
を[illegible]
[illegible]
[illegible]桐[illegible]
[illegible]九[illegible]八葵を[illegible]
[illegible]と葵[illegible]の時より
[illegible]徽章[illegible]

武徳大成廿四（葵花十六葉 三月下）云廿二日　神君ヘ勅セラレ曩祖新田義
重ヘ鎮守府将軍ヲ贈ラレ先考廣忠ニ大納言ヲ贈ラル
是ヨリ先　帝密ニ傳奏廣橋大納言藤原兼勝勧修寺大
納言藤原光豊ヲ以テ　神君江詔有ケルハ今度太政大臣ニ
任セラレ菊桐ノ紋ヲ賜ルヘシトアリケレハ　神君辞譲ニ至
ヒケルハ相國ハ則闕ノ官ナレハタヤスク詔ニ應シ難シ願クハ
曩祖義重ト父廣忠トニ贈官ヲ賜ルヘキヤ菊桐ハ
禁中ノ御紋也其上足利家ニ賜リ代々用ヒ来ル事久シ
今是ヲ賜ハ足利家ニ後レ新田家ノ栄ニアラス家傳ノ
葵ノ紋ヲ用テ其ニ相應也ト奏セラル　帝御感アリテ則贈
官ノ詔アリ
御家譜曰慶長十六辛亥三月御入洛同廿一日勅使来而任
太政大臣菊桐之御紋可被下之旨然辞給太政大臣新田義
重及御先父廣忠卿江被請贈官亦菊桐之御紋者新田足利
相別源家之両雄争威于然自　後醍醐天皇足利尊氏賜菊

桐之紋彼氏族于今用来彼紋者年久然及末代而新田家江
御紋 勅許乍然為似劣之旨有勅答御辞退也
柳営譜云廿一日以 勅使太政大臣ニ可有御昇進旨菊桐之御
紋可賜旨内々之 宣旨有之然ルニ堅有御辞退不被為受
[illegible]新田家[illegible]也太閤[illegible]
本傳との上意[illegible]此文を見る[illegible]
源氏[illegible]と思ひ[illegible]と開口[illegible]
[illegible]新田家[illegible]足利[illegible]勅諚を[illegible]
[illegible]御紋[illegible]國の[illegible]
[illegible]書[illegible]関東[illegible]
[illegible]御紋と[illegible]傳
[illegible]本傳の御一言を

[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]御紋と[illegible]
[illegible]
且一二[illegible]

石山天師淀室氏本傳ニ云 [illegible] 慈眼大師筆
掛ケ地
東照宮御束帯 御神影天幕水引御紋者當時之
九葵御紋之九輪内別ニ如蔓茎者三属于九右于外三
属於九輪合如蔓茎物有六也且九之内葵葉至而尖也

幸若孫子丸ハ蔓葵をつける事あり是ハいつの頃と定かならす
然とも此御紋の事ハ諸家の記とも多く記したる書あれは日頃より
委しからす爰にあらはす

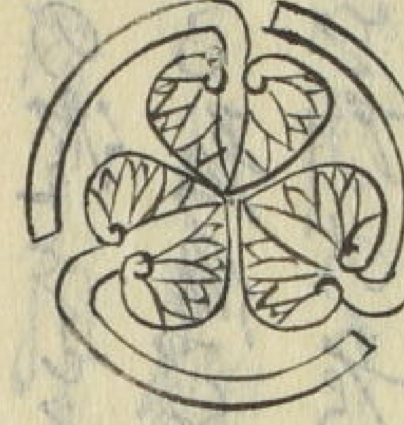

一説云尾州熱田御座加藤圖書之時某者竹千代君ヨリ被下置御笄小刀ノ柄御紋圖如葵巴之形葵葉之根茎于直属於丸

幸若語の葵ハかくれもなき此葉也今の御家紋の
左の如きを書記申す中村氏今の御紋をあらく書き此
中村氏の書ハ今も見らるゝ勘使を饒べし但幸若
語ハ聞の様なれと對使の為書記也
松平周防守家紀云先祖松井左近後松平の姓を賜り松
平と名乗て東照宮より賜りし御旗あり是ハ葵の紋也
　新旗寸法
御旗地白練　生絹の御旗ハ地は絹にて長八尺五寸　幅九尺二寸五分
御紋朱　大サ六尺四寸　幅太サ五寸二分余
乳紺　麻乳数廿九　竪十六　横十一　竪乳長四寸　巾六分
横手乳　長四寸六分　巾六分

徳川氏記云慶長十六年三月神社入洛ありて敷奏
に住し此時葉桐の御紋を給ふ神社因幡守して宮
葵紋御紋ハ依藤原精義の家ハ八幡の氏子とて葵の
紋菊紋を賜る紋とし松ハ清和源氏加賀茂の家紋
葵と花を紋とし三州賀茂新田の神の氏子と
し玉ふ神主の紋割葉を家紋とす松平親氏主
三州加賀茂郡入御の後賀茂の紋を用ゐ葵を
菊紋より葵のことなれども御家の御紋と分けり先を葵菊
紋御紋と称せりと云々
一 水将軍家ハ表三葉尾張家ハ表三葉裏一ツ紀伊家
ハ表三十三葉水戸家ハ裏三葉也なれ神君の定めにて
然と今時ハ大樹家ハ左の葵菊紋（十九茎或ハ七ツ）三代ハ右葵菊

孫と十七葉目ひのへ葵をもちゐ給ふよし
然るに八幡殿の末流にて頼経の紋所をもちゐられといひ
ます中にも多くは笹竜胆の丸也又頼義頼家の
葵を御用ひの後へ御入部後とて彼の頼義の為
家の由を思ひて二世まで伝へけるを祝例して附けを
しつきいふまでもなく親氏主の御子賀茂胡白を孫
しかのみならず別に故あることにて其より大小の武将
其領せる国名郡名村名を苗字とし名乗るを
在所を其後因ひまたそれといふ事と姓に代名
小領主と称するといへば中古あるべきとや賀茂郡の事
八別当寺御姓氏考一巻と述れたるが書出
つまる葵頼経と称する今詳御紋の葉数曲折るを

又ある書に
上州厩橋妙安寺 一向宗東本願寺末 八幸多佐渡守正信の母妙善尼
所にて正信の親類となりしかとそ 神祖より御紋附と
葵を家の由緒の中にも正信妙安寺 家康
葵附を彫刻をして御紋は悉く葵今紋を御用ひ給ふ
満了享保の後用ひまゐらせと同し
御由緒のことはいづれも妙安寺よりも上るをもって京都
本願寺御師とも当寺より命ありて御紋を許し
下す御紋附の器并御紋等は在勤を考へ事は
世の偽造をもって其の紋所は東山をとりし并に
また御祈願の為諸家の寺院は御紋附の
思ひ現存せるといふをもつてそれとして寺社

教とまをかくさしに出されり後世に至るまて　御諱を彫
付てまつりしハつまびらかならし　又右数子の器に附たるも
らあるの御紋悉く同様にて江戸三ケ所に證拠あるよしお
宗依ありてまつりし御紋ハ三ツ同しく にて猫
此三ヶ所ハ流儀ともに猫用に元亀ニるを附たるものハ
享保此頃なるを見て給されハ世に至て宝暦の頃御附
当世御寺附の法楽ニとぞうりけるを数百年信し過人
の目を驚かせる者のあるへし　謹て御寺附に写置
給内安世新たに其ものをみせうけし又御寺附けるへよも
見えれぬ所にも多し年々文政の始御事を許可中徳
あ寺ふ好むあれ寺院当の中にあるし元今十五にて附き
元ますまを後来此方にも付訂閲をされ元彼の寺中

御紋の元状あるよし其御紋ハ後世に附たるさへあるへきを
然と　御諱を刻押して彫付し人ほとへてまた存ぬへし
御代々廟君へ追贈せられ西丸にて御預建而御廟の
御紋且文政八年に至て奉寄附し其時御宗意中に
大猷院殿より五人へ許されたるも同し口時に見え
然るに世の者共に指揮せし御用と申御寺に附たる
御紋に猫用ニ元禄に至て世外東山得道院殿を始め諸
寺社等に納めあるもの　東照宮台徳院殿大猷院殿御代の
葵御紋の御紋を当時の御紋ふり替る者多く其寺中に猫用ニ元
満せる実に登り上るに至る宗を並へ置きし　元禄の後御紋
流布し門に限られる多くなれるも同様にして彼猫用に元禄
まるとは八幡大社今猫用ニ縁を人にても八九許中にて通達

の端にあらて武将の御家一天下昇進なし玉ふの表顕自然と
具備し玉ふ事変なりし是ヲ王氏を去源姓を玉ひ臣下列
しまするは嵯峨仁明文徳清和光孝宇多醍醐村上花山
三條後三條順徳後深草亀山満仁と以て御後は皆皆文
播性也 皆清和宇多村上先達之流嫡家なり分ひ其数文
あまの武臣とあるを玉ひし後御後を経て段あまたあれ共名其祥兆
あまり家役をなりし人八御当家の栄え実に源氏也く
よしも被えし候

文政八年二月十日

竹尾善筑

源次春